

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会

**第11回全国障害者スポーツ大会専門委員会
次 第**

日時：令和4年1月27日(木) 午前10時00分～正午

場所：県庁東館7階大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 話題提供 北田 千尋委員
東京2020パラリンピック競技会に参加して

4 審議事項
第24回全国障害者スポーツ大会選手団サポートボランティア養成基本方針
(案)について

5 報告事項

- (1) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第9回および第10回常任委員会の決定事項について
- (2) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会警備・消防防災基本計画(案)について
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会特有の準備進捗状況について
- (4) わたSHIGA輝く国スポ・障スポイメージソング紹介

6 閉会

第11回全国障害者スポーツ大会専門委員会
配席図

令和4年1月27日（木）
滋賀県東館7階大会議室



◎原副委員長

北田委員◎

安武委員◎

高木委員◎

◎小倉委員

◎小野委員

◎大平委員

◎伊勢坊委員

◎西山委員

事務局

傍聴者・記者席

出入り口

第11回全国障害者スポーツ大会専門委員会 委員名簿

(順不同: 敬称略)

選出区分	機関・団体名および役職名	氏名	備考
スポーツ 関係	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 競技力向上担当次長	山本 将	(欠席)
	一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会 主査	伊勢坊 美喜	
	滋賀県障がい者スポーツ指導者協議会 副会長	原 陽一	副委員長
	パラリンピアン (ロンドンパラリンピックセーリング競技日本代表選手)	西山 克哉	
	パラリンピアン (リオデジャネイロパラリンピック視覚障害者マラソン女子日本代表選手)	近藤 寛子	(WEB出席)
	パラリンピアン (東京パラリンピック車いすバスケットボール女子日本代表選手)	北田 千尋	
	スペシャルオリンピックス日本・滋賀 評議員	高木 正二郎	
福祉関係	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 縁企画改革グループ	安武 邦治	
	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会 副会長	大西 孝雄	(WEB出席)
	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事	小倉 繁昌	
	特定非営利活動法人滋賀県精神障害者家族連合会 理事	川並 正幸	(WEB出席)
	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会 事務局長	澤田 喜之	(欠席)
	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会 事務局長	中西 久美子	(欠席)
	滋賀県障害者自立支援協議会 事務局長	大平 真太郎	
学校関係	滋賀県立障害者福祉センター 副所長	小野 ゆかり	
	滋賀県立北大津学校 校長	大道 敏喜雄	(WEB出席)
学識 経験者	立命館大学スポーツ健康科学部 准教授	永浜 明子	委員長 (WEB出席)
	びわこ成蹊スポーツ大学 准教授	中道 莉央	(欠席)
県関係	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 課長	酒見 浩	(欠席)

東京2020パラリンピック 競技会に参加して

**全国障害者スポーツ大会専門委員会
委員 北田 千尋**

コロナ禍での大会開催

●ボランティアスタッフの仕事が増加

- ・ボール・用具等のこまめな消毒
- ・施設の消毒
- ・移動バスの消毒

●選手の行動制限

- ・他団体との接触を避ける
- ・日々のPCR検査
- ・競技が終わるまでお土産等を買いに行かない

**滋賀の障スポでも同様の対応が
必要になる可能性がある**

自国開催の問題点

●放送・報道の偏り

- ・たくさんの競技・試合が連日テレビ放送された一方、大会期間中一度も生中継されなかった競技も存在する
- ・人気競技の報道が集中し、パラスポーツの中でも格差があることが浮き彫りになった
- ・スポーツのビジネスとしての側面を考えれば仕方のない部分でもある

**まんべんなく競技の魅力を紹介できる
仕組み作りが課題**

コロナ禍でのスポーツの意義

●周りの反応

- ・たくさんの人人がパラリンピックを応援してくれた
- ・パラスポーツを知つてもらうきっかけになった

●競技への影響

- ・クラブチームの見学体験申し込みが増加
- ・スポンサー希望企業の問合せがあった
- ・パラが終わっても地域の大会に関する問合せがあった

スポーツには世の中を明るくする
力があることを実感

滋賀障スポに期待できること

●東京パラのレガシーを利用できる

- ・世間のパラスポーツへの関心継続
- ・選手の発掘の加速

●2024パリパラリンピックの追い風がある

- ・東京で高まったパラスポーツの関心が2024まで継続し、
さらにパリパラリンピックで国民の関心が再燃する可能性

パラスポーツに対する追い風を受けて
大会を成功させましょう！

第 24 回全国障害者スポーツ大会 選手団サポートボランティア養成基本方針(案)

第 24 回全国障害者スポーツ大会に参加する選手および役員（以下「選手等」という。）の介助・誘導等のサポートを行い、大会運営の円滑化を図るとともに、次世代を担う若者が障害への理解を深め、大会終了後も地域で活躍するきっかけとなるよう、次の方針により選手団サポートボランティアの養成を行うものとする。

1 基本方針

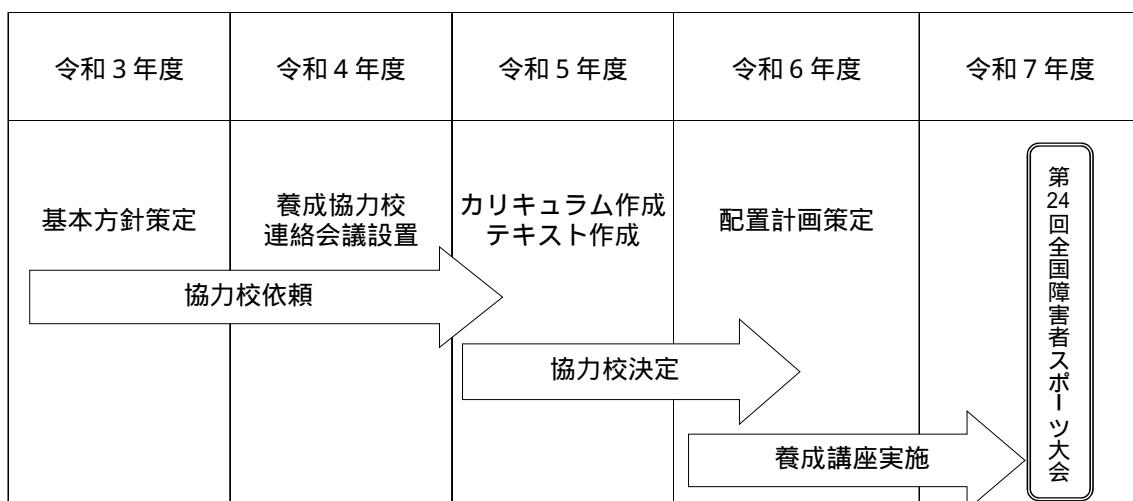
- （1）選手団サポートボランティアの養成は、滋賀県開催準備（実行）委員会が、県内の大学、専修学校等の協力を得ながら行う。
- （2）選手団サポートボランティアの養成に当たっては、障害のある人に配慮した行動をとれるよう、障害に係る知識の習得や障害理解の促進に係る講習等を行う。
- （3）選手団サポートボランティアの活動を通じて、若者が選手等との交流の中で経験や知識を得て、成長できるようにサポートする。

2 選手団サポートボランティアの定義

選手団サポートボランティアは、選手等の来県から離県までの間、介助・誘導等のサポートを行い、選手との交流を深めるボランティアとする。

3 養成計画

選手団サポートボランティアは、以下の計画で養成する。



第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会にかかるボランティアについて

名称	活動内容	対象	募集人数 (先催県の事例)	募集 主体	今後の予定
(国スポ・障スポ) 広報ボランティア	・啓発グッズや広報誌の配布、着ぐるみによる啓発活動 ・募金協力の呼びかけや両大会の情報発信	県内大学・短大・専門学校の生徒	40人	県	・募集は令和4年度を予定 ・県内大学等に協力依頼予定
(国スポ・障スポ) (総合開閉会式等) 運営ボランティア	・総合開閉会式の運営補助 (来場者の受付・案内、会場整理・美化、式典運営、医療救護等) ・駅などの総合案内所等 ・障スポ競技会場の運営補助	県内外の応募者	5,200人 (障スポと一体募集)	県	・募集は令和5年度を予定 ・スポーツボランティア事業と連携 ・県内企業および大学等に協力依頼予定 ・令和6年度に技能向上のための研修を開催予定
(国スポのみ) (各競技会場) 運営ボランティア	・各競技会場の運営補助 (来場者の受付・案内、会場整理・美化、駐車場整理、休憩所・弁当配付等) ・駅などの総合案内所等	市町内外の応募者	5,700人	市町	
(国スポ・障スポ) 手話・要約筆記ボランティア	・開閉会式の情報支援(手話・要約筆記) ・駅等の総合案内所等の情報支援 ・障スポ競技会場の情報支援	県内外の応募者	600人	県	・募集は令和5年度予定 ・令和6年度に募集者の研修を実施予定
(障スポのみ) 選手団サポートボランティア	・参加選手の介助・誘導の補助等 (各都道府県・政令市のチームに帯同)	県内大学・短大・専門学校の生徒	800人	県	・今年度に養成基本方針を策定し、協力校への依頼を始める予定 ・令和6年度から協力校において養成講座を開講予定



イベントでの広報、啓発活動

清掃(競技会場)
競技会場(スタート地点)の手話

競技会場(スタート地点)の手話



車いす使用選手のサポート

第9回常任委員会（令和3年3月22日）における決定事項

(1) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催準備総合計画改正

- 本計画は、開催年までに実施すべき主な取組や必要な組織の設置等について、年次別、分野別にスケジュールを定めたものであるが、本県の両大会の1年延期に伴い、令和2年度以降の取組の時期を1年延期もしくは、期間を1年延長したもの。

(2) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催基本構想改正

- 両大会の1年延期に伴い、開催年に関する記述等を修正したもの。

(3) 関連方針等の改正

- 開催年度の変更に伴い、開催年度にかかる文言を改正したもの。
 - ・手話・要約筆記ボランティア養成基本方針
 - ・文化プログラム実施基本方針
 - ・広報基本計画
 - ・県民運動基本計画
 - ・競技役員等養成基本計画
 - ・競技別リハーサル大会開催基準要項
 - ・公開競技実施基本方針
 - ・デモンストレーションスポーツ実施基本方針

(4) 第79回国民スポーツ大会 正式競技会場地市町第七次内定

- 水泳競技について、草津市が整備を進めている（仮称）草津市立プールの建設・運営事業者が決定するとともに、草津市と滋賀県水泳連盟との調整が整ったことから内定したもの。

(5) 第79回国民スポーツ大会 正式競技開催予定施設変更

- サッカー競技（少年女子）の競技会場について、施設整備等の指摘事項に対応するため、びわこ成蹊スポーツ大学陸上フィールドから甲賀市の水口スポーツの森陸上競技場に会場地を変更したもの。

(6) 第 79 回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ実施競技選択および会場地市町第二次内定

- デモンストレーションスポーツについて、令和 2 年 5 月から 10 月にかけて第二次募集を実施したところ、応募のあった 7 市 10 競技について内定したもの。

(7) 第 24 回全国障害者スポーツ大会 正式競技会場地市町第三次内定

- 水泳競技について、国民スポーツ大会水泳競技と同会場とすることについて、草津市と滋賀県水泳連盟との調整が整ったことから内定したもの。

(8) 第 24 回全国障害者スポーツ大会 正式競技開催予定施設変更

- ソフトボール競技の競技会場について、競技運営面から、使用するグラウンドを 1 面追加したもの。

(9) 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 文化プログラム実施基本計画

- 両大会にかかる文化プログラムの推進に向けて、取組の方向性等に関する基本計画を定めたもの。

(10) 第 79 回国民スポーツ大会 記録業務基本計画

- 国民スポーツ大会における競技成績等記録の収集・速報や総合成績の算出に関する業務の実施に関する基本計画を定めたもの。

(11) 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会

式典基本方針

- 両大会の開・閉会式等の式典を実施するに当たり、本県の目指す方向性や構成、進め方等に関する基本方針を定めたもの。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催準備総合計画

平成27年(2015年)8月31日 第3回常任委員会決定
最終改正:令和3年(2021年)3月22日 第9回常任委員会一部改正

年 度	平成25年(2013年) 12年前 東京	平成26年(2014年) 11年前 長崎	平成27年(2015年) 10年前 和歌山	平成28年(2016年) 9年前 岩手	平成29年(2017年) 8年前 爽城	平成30年(2018年) 7年前 福井	令和元年(2019年) 6年前 茨城	令和2年(2020年) 5年前	令和3年(2021年) 4年前 三重	令和4年(2022年) 3年前 栃木	令和5年(2023年) 2年前 鹿児島	令和6年(2024年) 1年前 佐賀	令和7年(2025年) 開催年
国内の主なスポーツ大会		国体近畿ブロック大会 (滋賀県開催)	全国高校総体 (近畿ブロック開催)				ラグビーワールドカップ	国体近畿ブロック大会 (滋賀県開催)	東京オリンピック・パラリンピック	ワールドマスターズゲームズ2021開催			
開催手続	開催内々定 開催要望書提出 (体協・文科省へ)				実施競技選定 県議会決議 中央競技団体正規視察 開催申請書提出(6月中)	開催内定 開催内定			開催決定・会期決定 日本スポーツ協会・文科省総合視察		国民スポーツ大会 リハーサル大会		全国障害者スポーツ大会ハーフ大会 全国代表者会議
推進組織	全県組織 総会 常任委員会 専門委員会 (総務企画) (主会場選定) 特別委員会 (子ども・若者参画)	国体準備委員会 国体・全国障害者スポーツ大会準備委員会 (全国障害者スポーツ大会)	(宿泊・衛生) (輸送・交通)			(式典・会場) (警備・消防)			国民スポーツ大会 ・全国障害者スポーツ大会 実行委員会				県大会実施本部 市町競技会実施本部
市町組織									市町準備委員会(任意設置)	市町実行委員会			
全 体	開催基本方針 県・市町の業務分担・ 経費負担基本方針	開催準備総合計画 (第1次)	開催準備総合計画 (第2次)	開催準備総合計画 (第3次)	開催準備総合構想 県・市町業務分担・経費負担組合	開催準備総合計画 (第4次)							大会報告書
会場地選定	会場地市町選定基本方針・ 主会場選定基準 主会場の選定				会場地選定(正式競技・特別競技) 会場地選定(公開競技)			会場地選定(モントレーショングーキー)					
総務企画 (主会場選定)	競技施設基準(暫定)					競技施設基準 競技施設整備計画(第1次) 競技施設整備計画(第2次) 競技施設整備計画(第3次) 競技施設整備計画(第4次) 競技施設整備計画(第5次) 競技施設整備計画(第6次)	競技施設(主会場その他の各会場地)の整備						
情報通信									情報通信基本計画 情報通信システムの整備、関係機関調整等				情報通信本部
文化プログラム						文化プログラム基本方針 文化プログラム実施基本計画			文化プログラム実施要項				文化プログラム募集
総合案内									総合案内実施計画 歓迎・接伴計画の策定、総合案内所等の整備等				
行幸啓等									行幸奉・御成り計画、警衛計画等				
広報・ 県民運動	広報 県民運動	広報基本方針 マスクキャラクターの検討・選定	広報基本計画	大会要証、スローガン 募集・決定	開催内定イベント ダンス・イメージソング 決定	開催決定イベント ダンス・イメージソング 決定			開催1年前イベント				行幸啓本部 警衛本部 報道本部 全国報道者会議
競技運営	競技運営	競技員等養成基本方針 競技員等養成基本方針 競技員等養成基本方針 審判員・資格運営員 養成計画	公開競技実施基本方針 競技運営基本方針 テモス実施基本方針 リハ大会開催基準要項 記録業務基本方針 記録業務基本計画	県民運動基本方針 県民運動基本計画 アクションプログラム	県民運動(花いっぱい運動、クリーンアップ運動等)の推進								記録本部 総監督者会議
競技用具				競技用具整備基本方針 競技用具整備項目				競技用具整備					
宿泊・衛生	宿泊 衛生				宿泊基本方針 宿泊基本計画 宿泊基礎調査	配宿体制検討、宿泊施設充足対策要項等			宿泊料金調査 宿泊施設実態調査 宿泊要項 標準献立作成方針 標準献立表の作成、講習会の開催等				宿泊本部 救護本部 馬事衛生対策本部 輸送本部 式典本部 警備本部 消防災害本部 障害者スポーツ大会実施本部
輸送・交通					医事衛生基本方針 医事衛生基本計画	医事救護、食品衛生対策、環境衛生対策、防疫対策、馬事衛生対策等の実施			輸送・交通総合調査 輸送・交通規制計画				
式典・会場					輸送・交通基礎調査 輸送・交通基本方針 輸送・交通基本計画	全国・会場地開会式・場所選定面等							
警備・消防						式典基本方針 式典基本構想	式典基本計画 式典実施計画 式典実施要項等 開・閉会式会場等整備 基本計画	開・閉会式会場等整備 実施計画					
全国障害者スポーツ大会				会場地選定基本方針 会場地選定(正式競技) オーブン競技実施基本方針 会場地選定(オーブン競技)			警備・消防防災基本方針 警備・消防防災基本計画	業務実施計画(自主警備、消防防災、 大規模災害、突発重大事案対策) 会場管理運営要綱	警備計画書(自主警備、 交通計画書) 警備計画書(防災計画書)				
募金・協賛			障害者大会開催に向けた課題の整理 国スポーツとの一連的な開催に向けた構想の検討										
子ども・若者参画					子どもや若者(ジュニアユースチーム)による国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を含む県のスポーツ推進に関する調査研究等								
【参考】競技力向上(対策本部)			競技力向上基本計画 競技力向上対策本部	基本計画見直し		基本計画見直し							

令和元年(2019年)5月17日
第7回常任委員会決定
令和3年(2021年)3月22日
第9回常任委員会一部改正

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催基本構想



湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く 国スポ・障スポ 2025

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

令和元年(2019年)5月 策定

令和3年(2021年)3月 一部改正

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

滋賀県開催準備委員会

目 次

第1章 開催基本構想について	1
第1節 策定の趣旨・目的	1
第2節 開催基本構想の位置づけ	2
第2章 国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会について	3
第1節 国民スポーツ大会とは	3
第2節 全国障害者スポーツ大会とは	5
第3節 本県のスポーツ環境等	5
第4節 本県における両大会開催の意義	6
第3章 開催基本方針 ~滋賀が目指す大会の姿~	7
第1節 開催基本方針	7
1. 開催基本方針	7
2. 実施目標	7
第4章 両大会の開催準備および大会運営に係る取組 ～実施目標の実現および両大会終了後のレガシー創出・継承に向けて～	10
第1節 『実施目標1 滋賀をスポーツで元気にする大会』に向けた取組	10
第2節 『実施目標2 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会』に向けた取組	12
第3節 『実施目標3 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会』に向けた取組	14
第4節 『実施目標4 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会』に向けた取組	17
第5節 『実施目標5 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会』に向けた取組	19
第6節 『実施目標6 滋賀の未来に負担を残さない大会』に向けた取組	20
第7節 『実施目標7 すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会』に向けた取組	22
第5章 開催基本構想の推進方策	24
第1節 推進体制	24
第2節 開催基本構想の推進のために各主体に期待される役割	24
第3節 開催基本構想のフォローアップ(進行管理)の実施	26
第4節 両大会終了後のレガシー継承に向けた対応について	26

第1章 開催基本構想について

第1節 策定の趣旨・目的

国民スポーツ大会（国民体育大会）¹は、昭和21年（1946年）の第1回大会以来、国内最大のスポーツの祭典として広く親しまれ、国民の健康増進と体力向上、スポーツの普及と発展、そして豊かで活力ある地域社会づくりに大きく寄与してきました。本県では、昭和56年（1981年）に「水と緑にあふれる若さ」をスローガンとした第36回国民体育大会を「びわこ国体」と名づけて開催し、これを契機として、スポーツの普及・振興を図ってきたところです。

また、同年には、「わたしにも こんな力が 生きがいが」をスローガンとした第17回全国身体障害者スポーツ大会（びわこ大会）を本県で開催し、障害のある方が力強く競技する姿が多くの県民に大きな感動を与えたところです。

そして、前回開催から43年ぶりとなる令和6年（2024年）の第79回国民スポーツ大会と第24回全国障害者スポーツ大会の開催が内定していましたが、令和2年（2020年）に開催予定であった鹿児島県の両大会が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和5年（2023年）に延期されたことを受け、本県の両大会は令和7年（2025年）に開催されることとなりました。

国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会を意義ある大会として成功に導くためには、県民の皆さんはもちろんのこと、両大会の準備・運営に関わるすべての関係者が両大会の方向性や目標をしっかりと共有し、一丸となって取組を進めていく必要があります。

そうしたことから、今般、「開催基本方針」²に掲げる実施目標の達成に向けた取組や大会終了後のレガシー³創出・継承の方向性を「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本構想（以下「開催基本構想」）」として取りまとめ、今後の開催準備・大会運営の具体的な取組等とともに、滋賀が目指す両大会の姿の県内外への発信や大会開催の機運醸成に活かしていきます。

【第36回国民体育大会（びわこ国体）/秋季大会開会式】写真の出典：滋賀県ホームページ



¹ スポーツ基本法改正により「国民体育大会」は「国民スポーツ大会」に変更（令和5年（2023年）1月施行）。

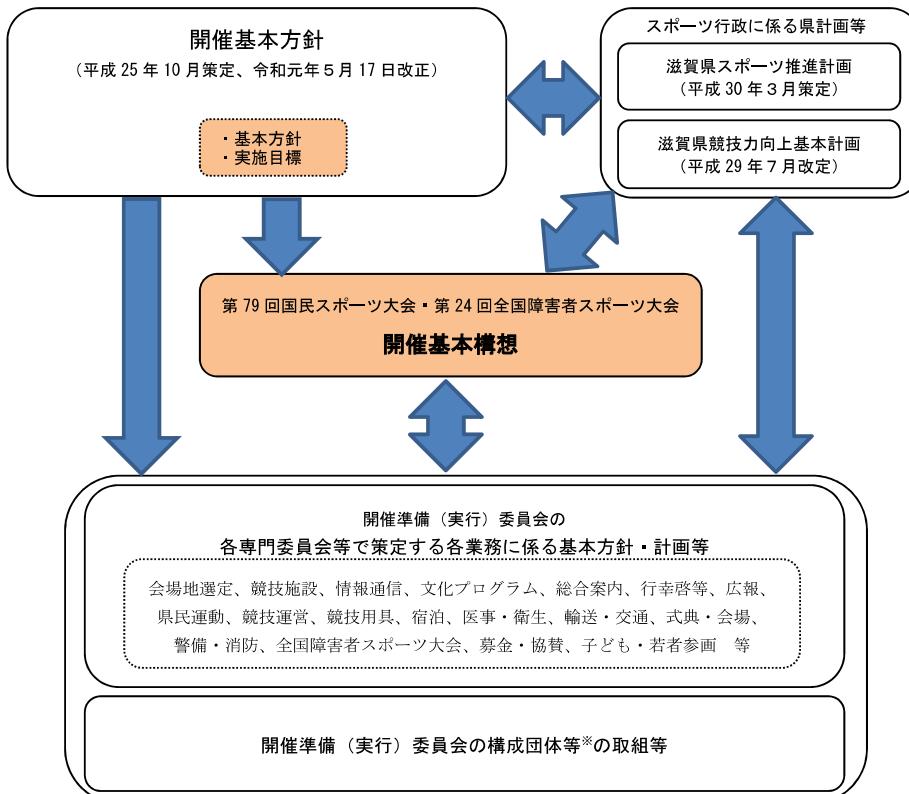
² 「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会（以下「開催準備委員会」）の平成25年（2013年）10月31日第1回総会決定。令和元年（2019年）5月17日第7回総会改正。

³ 直訳は「遺産」であるが、スポーツ分野ではスポーツイベント開催後に遺される長期的・持続的効果をいう。

開催基本構想は、上位方針である開催基本方針（平成25年（2013年）10月31日第1回総会決定、令和元年（2019年）5月17日第7回総会改正）に基づき、開催準備委員会が策定するものです。

なお、開催基本構想の策定に当たっては、開催準備委員会の各専門委員会等で策定する具体的な各業務に係る基本方針・計画等のほか、「滋賀県スポーツ推進計画」⁴および「滋賀県競技力向上基本計画」⁵などの関係する計画とも整合を図ることとします。

【開催基本構想の位置づけに係る模式図】



※開催準備（実行）委員会は、県・市町議会議員、県・市町、国、学校・教育関係団体、経済団体、スポーツ関係団体、通信・運輸・交通関係団体、医療・福祉関係団体、宿泊・観光・衛生関係団体、警備・消防・全国障害者スポーツ大会、募金・協賛、子ども・若者参画等約340の関係者で構成。開催3年前（令和4年（2022年））に「実行委員会」へ移行。

⁴ 滋賀県スポーツ推進条例第8条に基づき、スポーツの推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画で、県民の心身の健康の保持増進を通じて健康寿命の延伸を図り、豊かで潤いのある県民生活の形成および活力ある地域社会の実現に寄与することを目的としている。

⁵ 滋賀県スポーツ推進計画における競技力向上に関する展開方策を具現化するための計画。

第2章 国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会について

第1節 国民スポーツ大会とは

1 概要

国民体育大会（以下「国体」。令和6年（2024年）の佐賀大会から「国民スポーツ大会」。）は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として毎年開催される国内最大のスポーツの祭典です⁶。

昭和21年（1946年）に京都府を中心とした京阪神地区で第1回目の国体が開催され、以来、各都道府県の持ち回り開催となり、スポーツの普及や競技者・指導者の育成、スポーツ施設の整備、スポーツ組織の充実など、スポーツ振興体制の確立とスポーツ文化の形成に貢献してきました。

2 実施競技

国民スポーツ大会は、9月中旬から10月中旬までの11日間以内の会期⁷で開催され、正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯、女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯が授与される都道府県対抗により行われるものであります。

国民スポーツ大会の競技には、「正式競技」のほか、「特別競技」、「公開競技」、開催地都道府県民を参加対象とする「デモンストレーションスポーツ」があります。

【第79回国民スポーツ大会における実施予定競技】

＜正式競技＞（37競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレー、ボーリング、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

＜特別競技＞（1競技）

高等学校野球（硬式および軟式）

＜公開競技＞（7競技）

縄引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

＜デモンストレーションスポーツ＞（開催県民を対象に開催県にて種目決定）

（例）少林寺拳法、オリエンテーリング、ダンススポーツ等

第2節 全国障害者スポーツ大会とは

1 概要

全国障害者スポーツ大会⁸は、障害のある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的として毎年開催される障害者スポーツの全国的な祭典です。

昭和40年（1965年）から身体に障害のある人々を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と平成4年（1992年）から知的に障害のある人々を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成13年（2001年）から国体終了後に、国体と同じ開催地で開催されている大会です。

前身の「全国身体障害者スポーツ大会」も含めると、滋賀県では44年ぶりの開催となります（「全国障害者スポーツ大会」としては初めての開催）。

2 実施競技

全国障害者スポーツ大会の実施競技は、競技規則に定められた個人競技および団体競技とし、団体競技は都道府県・指定都市対抗により行われます。なお、競技規則に定められていない競技・種目であっても、広く障害者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについては、あらかじめ主催者間で協議の上、「オープン競技」として実施することができるとされています。

【全国障害者スポーツ大会における実施予定競技】

＜正式競技＞（14競技）

陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ、バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グランドソフトボール、フットベースボール、バレー、サッカー

※卓球（精）…2019茨城大会から、ボッチャ…2021三重大会から追加。

＜オープン競技＞（参考例：平成29年（2017年）えひめ大会実施競技）

肢體障害者ボウリング、ブラインドテニス、精神障害者フットサル

※オープン競技は、開催県実行委員会と中央主催者（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会および文部科学省）の協議の上、決定される。

第3節 本県のスポーツ環境等

1 地勢

本県は、日本列島のほぼ中央に位置する県で、その中央には我が国最大の湖である琵琶湖があり、周囲を伊吹、鈴鹿、比良などの緑豊かな山々に囲まれています。こうした豊かな自然環境のもとで自然と共生する文化が育まれてきました。彦根城や安土城跡、紫香楽宮跡をはじめ、近江八幡、大津、五個荘の伝統的な町並みや長浜曳山まつり、信楽焼など

⁶ 大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省および開催地都道府県。各競技会は日本スポーツ協会加盟競技団体および会場地市町村が運営する。

⁷ 大会の会期は、開催3年前に公益財団法人日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。

⁸ 大会の主催者は、文部科学省、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会ならびに開催地都道府県・指定都市および開催地市町村で、必要に応じてその他の関係団体を加えることができる。

の文化財がそれぞれの地域の伝統行事とともに引き継がれてきました。

また、恵まれた自然環境や優良な生産基盤のもとで生産される、近江米や近江の茶、近江牛や湖魚をはじめとする農畜水産物が全国的に知られています。

一方、鉄道や高速道路などの広域交通基盤が集中する恵まれた交通環境や、京阪神や中京の大都市圏に近接しており、第二次産業の構成比が高い内陸工業県となっています。

2 スポーツに係る自然環境

琵琶湖は、湖上でのボートやセーリング、湖辺での湖水浴やキャンプなど、様々なスポーツ活動を楽しむ場となっています。ボート、セーリング、カヌー競技を中心とした湖上スポーツは、大学、高校等のサークル活動・運動部活動や、企業スポーツとしても盛んであり、全国トップクラスの成績を収めています。また、湖辺では、「ビワイチ」⁹の愛称で親しまれる琵琶湖一周サイクリングが盛り上がりを見せています。

ほかにも、伊吹、鈴鹿、比良などの山々の自然環境を活かしてハイキング、トレッキング、キャンプや登山、さらには、高原を利用したパラグライダー、ハンググライダー、冬はスキー、スノーボードなどが楽しめ、多くの人々が訪れています。

【本県の自然環境とスポーツ】【写真の出典】滋賀県ホームページ



3. スポーツ活動の状況

「県民のスポーツライフにかかるスポーツ実施状況調査」（平成 28 年度）によると、成人の 1 週間のスポーツ実施率が 36.0% と全国平均に比べて低く、特に 20~50 歳代の実施率が低く、また、「全国体力・運動能力調査、運動習慣等調査」（平成 28 年度）による

と、中学生は全国平均を上回るもの小学生は全国平均より低く、かつ、1 週間の運動・スポーツ実施時間も全国平均を下回る状況です。また、障害のある人のスポーツも、施設の利用環境や身近にスポーツを楽しむ拠点数等に課題があるとされています。

一方、本県ゆかりのアスリートの活躍やバスケットボール等のプロチームの活躍により、トップレベルのスポーツ観戦の機会が増えつつあります。また、障害者スポーツでも、パラリンピックでの本県出身選手の活躍が心のバリアフリーや共生社会実現の契機となり、県のスポーツ大使の交流事業でもパラリンピアンとの交流実績が増えています。

第4節 本県における両大会開催の意義

国民スポーツ大会は、国内最大のスポーツの祭典であり、国内トップレベルの競技に触れることができる貴重な機会です。また、全国障害者スポーツ大会は、障害のある選手が全国から集う障害者スポーツの全国的な祭典となります。

本県での両大会は、各種国際スポーツ大会が連続して開催されるゴールデン・スポーツイヤーズ後の開催となります。人々のスポーツへの関心が高まる絶好のタイミングで両大会を開催することで、スポーツの「する」、「みる」、「支える」の大きなきっかけとなり、スポーツを通じた夢や感動の共有や、健康づくり促進につながると期待されます。

さらには、両大会を通じて、障害者理解や交流の機会が生まれ、人々がともに支え合う共生社会の実現につながると期待されます。

また、両大会には、県内外から数十万人¹⁰もの人々が訪れる事から、開・閉会式や県内各地で開催される各競技会や関連行事・イベント等でのおもてなしを通じて、地域の絆づくりが進み、人々の交流の輪が広がるとともに、琵琶湖や山々などの豊かな自然環境や歴史・文化、食等の滋賀の魅力の発信や滋賀の活力を高めることにもつながると期待されます。

なお、2015 年 9 月の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、2030 年までの国際社会共通の目標として、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals : SDGs) が掲げられました。「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、スポーツについて、寛容性と尊厳を促進し、開発および平和への寄与、健康、教育、女性や若者、個人やコミュニティの強化に寄与するものとしており、両大会の開催は持続可能な社会の実現に貢献することにもつながります。

⁹ 琵琶湖 1 周＝ビワイチとは琵琶湖大橋より北側の北湖（約 150km）と南側の南湖を合わせた約 190km を自転車で一周すること。

¹⁰ 平成 29 年えひめ国体、えひめ大会：参加者（選手・監督、大会関係者、観客）延べ約 80 万人。宿泊者延べ約 20 万人。

第3章 開催基本方針～滋賀が目指す大会の姿～

第1節 開催基本方針

開催基本方針は、両大会を次のような大会にするとしています。

1 基本方針

滋賀県は、我が国最大の湖である琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や、古くから交通の要衝として栄えてきた歴史を有するとともに、先人が人と人、人と自然のつながりの中で育んできた文化が今も脈々と息づいています。

この地で令和7年（2025年）に開催する第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会は、次代を担う人育てや、活力に満ちた真心通い合う郷土づくり、全国から滋賀を訪れる多くの人との交流の絶好の機会として、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民の皆さんの総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

大会の開催を契機として、県民の皆さんがより一層身近にスポーツを楽しむことのできる環境をつくり、健康・体力の保持増進と競技力の向上を図るとともに、障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を進めます。

併せて、福祉、教育、観光および経済への総合的かつ複合的な効果を通して、ふるさと滋賀の活力を更に高め、将来にわたり持続可能な共生社会の実現につなげてまいります。

2 実施目標

1の基本方針に基づき、次の7つの実施目標を定めています。

実施目標1 滋賀をスポーツで元気にする大会

県民の皆さんが日常的にスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境づくりに取り組むとともに、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるように、健康づくりへの関心を高め、行動につなげるきっかけとします。

実施目標2 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会

若者や女性の、大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図るとともに、心身ともにたくましく思いやりの心を持った子どもの育ちや、女性がより一層スポーツに親しむことのできる環境づくりにつなげます。

実施目標3 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会

県、市町をはじめ、関係機関・団体、大学や企業との緊密な連携のもと、多様な人、多様な主体との協働を通じた創意工夫による大会準備・運営を行うとともに、滋賀の持つ「人の力」「地と知の力」を伸ばします。

実施目標4 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会

環境へのこだわりや歴史・文化・自然など多様な滋賀の魅力を県民自らが見つめなおし、全国に発信するとともに、大会準備や運営、「おもてなし」の経験をもとに、将来につながるビジネスへの展開など、地域経済の活性化を図ります。

実施目標5 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会

大会を契機として、滋賀の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次の世代を育てるなど、滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めるとともに、次代を担う子どもが夢を育み、実現することのできる環境づくりを目指します。

実施目標6 滋賀の未来に負担を残さない大会

既存施設の有効活用や、大会運営の簡素化・効率化を徹底するとともに、施設整備が必要な場合は、環境に最大限配慮し、大会終了後の持続的な活用が可能で、かつ、防災等多目的に使用できる、誰もが使いやすい施設としての整備を目指します。

実施目標7 すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会

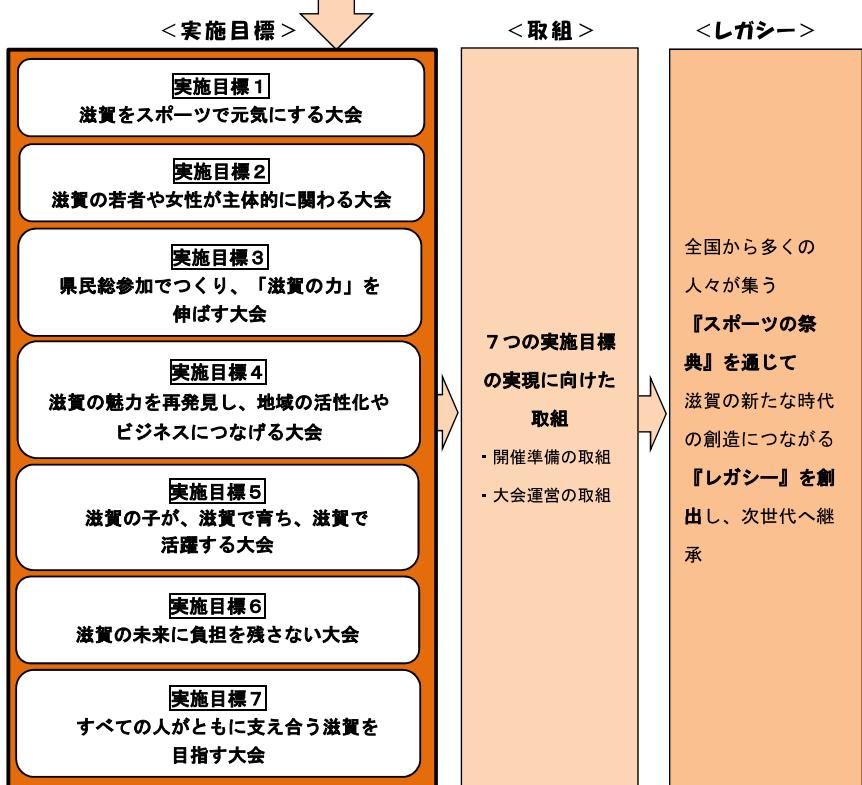
障害のある人が主体的に大会に参画することや、障害の程度にかかわらず日常的にスポーツに親しむ環境を整えることで自己実現の機会を拓げるとともに、障害のある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を深め、ともに支え合う社会を築きます。

こうした実施目標を実現し、全国から多くの人々が集うスポーツの祭典（=両大会）を成功させることによって、滋賀の新たな時代の創造につながる様々な「レガシー」を創出し、これらを次の世代に継承していくこととします。

【基本方針、実施目標、取組の関係】

<基本方針>

- ◆ 次代を担う人育て
- ◆ 活力に満ちた真心通い合う郷土づくり
- ◆ 全国から滋賀を訪れる多くの人の交流
- ◆ 県民総参加により、夢や感動、連帯感を共有
- ◆ 県民がより一層身近にスポーツを楽しむことのできる環境づくり
- ◆ 健康・体力の保持増進と競技力の向上
- ◆ 障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加
- ◆ ふるさと滋賀の活力をさらに高め、将来にわたり持続可能な共生社会の実現



第4章 両大会の開催準備および大会運営に係る取組

～実施目標の実現および大会終了後のレガシー創出・継承に向けて～

第3章に記載の開催基本方針に基づく実施目標の実現を図るとともに、両大会の開催準備や大会運営によって得られる経験や生み出される成果を一過性のものとすることなく、大会終了後のレガシーとして創出し、次世代に継承することができるよう、開催準備（実行）委員会は、構成団体や企業、県民等と連携しながら次のような取組を推進していきます。

第1節 『実施目標1 滋賀をスポーツで元気にする大会』に向けた取組

1 県民のスポーツ活動の促進

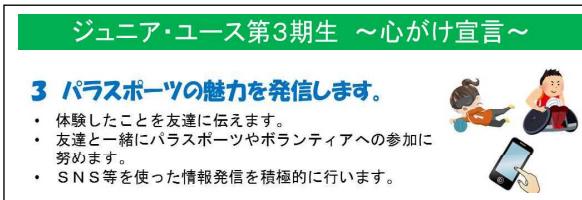
(1) 県民が生涯にわたりスポーツ活動を行うきっかけづくり

- トップレベルの選手の両大会への参加を要請し、「観て楽しめる大会」となるよう努めるとともに、スポーツへの興味・関心が高まるよう県民に観戦を呼びかけます。
- 子ども、若者、高齢者、障害の有無など問わず県民誰もが年齢や能力、趣味・嗜好に合った「マイスポーツ」を見つけ、スポーツの「する」「みる」「支える」取組につながるよう、両大会の情報と併せて様々な競技の魅力や選手の魅力などスポーツ活動のきっかけにつながる情報発信を行います。
- 県民が興味・関心に応じてスポーツに親しめるよう、県民が広く参加できる国民スポーツ大会のデモンストレーションスポーツ（以下「デモスボ」）や、両大会の関連イベントでのスポーツ体験の機会を設け、参加を呼びかけます。
- 国民スポーツ大会のデモスボについては、滋賀ならではの特色ある種目や障害のある人が参加しやすい種目、親子で参加しやすい種目を設け、全国障害者スポーツ大会のオープン競技については、湖上スポーツやパラリンピックホストタウン関連競技¹¹など、滋賀の特長を活かした実施種目を検討します。

(2) 障害のある人の参加機会の拡大

- 関係団体や学校等と連携し、障害者スポーツの体験機会を設け、障害のある人のスポーツ活動への参加機会の拡大を図るほか、障害者スポーツの観戦機会に係る情報提供等により、障害者スポーツの普及を促進します。

【ジュニア・ユースチーム第3期生によるパラスポーツの魅力発信に係る提言】



※提言のうち1、2は、パリアフリー等に係る提言（P23掲載のため、本頁では省略）

¹¹ 守山市・滋賀県でトルコ（視覚障害者柔道、ゴールボール）のホストタウンとして登録。

(3) スポーツの持つ多様な価値の共有

- 実践することで得られる感動や達成感、心身の健康の保持・増進等をはじめとするスポーツの多様な価値を発信します。
- 両大会におけるスポーツボランティア活動など、スポーツの現場で身近にスポーツが持つ多様な価値に触ることができる機会を県民に提供します。
- 企業等による両大会を支える取組が、企業のイメージや価値の向上につながるよう寄附に対する表彰や情報発信を行います。

(4) シンボルスポーツ等の創出・定着

- 東京2020オリンピック・パラリンピックにおけるホストタウン制度¹²やワールドマスターズゲームズ2021関西¹³の開催、さらには両大会開催後を見据えて、県や市町、競技団体が連携し、開催競技が滋賀のシンボルスポーツ¹⁴となるよう、情報発信します。
- 会場地市町、競技団体、県等が連携し、スポーツ教室開催や合宿・スポーツイベント誘致や出場選手との交流など、開催競技を身近に感じられる機会を設けます。

2 健康づくり活動の促進

- 両大会を契機に高まるスポーツへの関心が、県民における身体を動かす習慣の定着や健康づくり活動の促進につながるよう、県・市町関係機関や関係団体と連携しながら、スポーツを通じた健康・体力づくりに関する情報発信や普及啓発を行います。

3 スポーツ・健康づくり環境の整備

- 両大会開催に必要となるスポーツ施設の整備を通じて、県民が将来にわたりスポーツ活動や健康づくり活動を行う環境づくりを進めます。

2025滋賀レガシー①『生涯にわたり健康でスポーツに取り組む滋賀の人々』

- ☆スポーツ実施率の向上 ☆健康・体力の保持増進を通じた健康寿命の延伸
→皆がそれぞれ自分に合った「マイスポーツ」に取り組んでいます！



¹² 東京2020オリンピック・パラリンピック参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る制度。大津市(デンマーク)、甲賀市(シンガポール)、守山市(トルコ)、米原市(ニュージーランド)、彦根市(スペイン)が登録。

¹³ 国際マスターズゲームズ協会が4年ごとに主催する、生涯スポーツの国際総合競技大会。令和4年(2022年)にはアジアで初めて日本・関西で開催。滋賀県ではカヌー(ドラゴンボート)、ボート、陸上競技(10kmロードレース)、ホッケー、ソフトボール、野球(軟式野球)を実施。

¹⁴ 地域のシンボル(象徴)となるスポーツ。住民が愛好し、また、支えていく、地域において核となるスポーツ。

☆魅力あるシンボルスポーツの創出・定着

- 開催競技が会場地市町のシンボルスポーツとして定着し、まちづくりに活かされています。

→スポーツイベントが盛り上がっています。特に滋賀ならではのスポーツが大人気！



☆障害者スポーツの普及

- 様々な障害者スポーツが盛り上がり、観戦や体験の機会が増えました。



☆県民のスポーツ・健康づくりの拠点施設

- スポーツ環境も整い、健康づくりのためにスポーツに取り組む人が増えました。



第2節 『実施目標2 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会』に向けた取組

1 子ども・若者の大会準備・運営への参画

- 小学5年生から大学生で構成する「子ども・若者参画特別委員会」(以下「ジュニア・ユースチーム」)¹⁵において、両大会の開催準備やスポーツ推進、競技普及等について調査・研究を行い、子どもや若者の柔軟な視点や発想による提言等を両大会の開催準備および大会運営の取組に反映します。
- ジュニア・ユースチームの調査研究活動や両大会の県民運動等への参加を通じて、子どもや若者が、人と人とのつながりや交流の中で経験や知識を得て、成長できるよう活動機会・内容を充実させるとともに、子どもや若者達の取組をサポートします。
- 両大会あるいは両大会開催後のスポーツ推進を担う子ども・若者世代の関心を高める

¹⁵ 両大会の準備段階から、子どもや若者が主体的に関与できる機会を確保するとともに、世代間の交流を促進すること等を目的に開催準備委員会に設けた小学5年生から大学生世代までの子どもや若者で構成する委員会。通称「ジュニア・ユースチーム」と呼称。これまで第1期生は「湖上スポーツ」、第2期生は「スポーツボランティア」、第3期生は「バスケットボール(障害者スポーツ)」、第4期生は「大会のPR大作戦」、第5期生は「スポーツの魅力発見」、第6期生は「マイスポーツを探せ!!」をテーマに調査研究活動を実施。

ため、子ども・若者に分かりやすく楽しい訴求力のある広報・情報発信を行います。

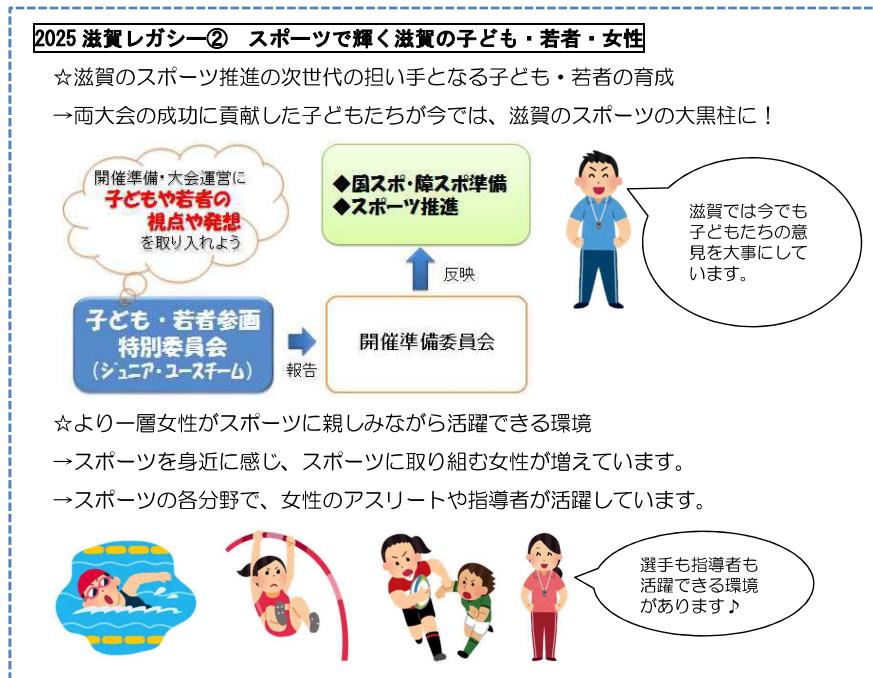
2 女性の大会準備・運営への参画および大会への参加の促進

- 開催準備（実行）委員会の各専門委員会¹⁶において、女性委員の参画機会を確保し、両大会の開催準備や運営に係るあらゆる場面で、女性の視点や意思を反映し、女性が、よりスポーツに親しめる環境づくりを進めます。
- 競技団体の役員への女性の登用や女性の指導者育成に向けて、競技活動継続の支援や指導者育成に向けた研修のほか、女性指導者ネットワーク構築の支援に取り組みます。
- 女性の両大会への参加意欲や関心を高めるため、女性に訴求力のある情報発信・広報を行います。
- デモスポや両大会の関連イベント等に、女性が参加しやすいものや子育て中の女性が親子で参加できるものを設けるなど、両大会への女性の参加に配慮します。

2025滋賀レガシー② スポーツで輝く滋賀の子ども・若者・女性

☆滋賀のスポーツ推進の次世代の担い手となる子ども・若者の育成

→両大会の成功に貢献した子どもたちが今では、滋賀のスポーツの大黒柱に！



第3節 『実施目標3 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会』に向けた取組

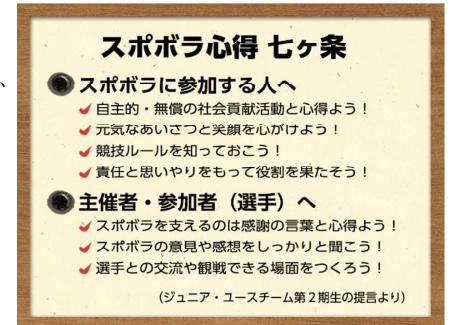
1 多様な主体との連携・協働

- 開催準備（実行）委員会および各専門委員会等を通じて県、市町、関係機関・団体、学校、企業等が緊密に連携・協働し、全ての人々が一丸となり、様々な立場の県民や地域の力、知恵や思いを結集して開催準備および大会運営を行います。
- 多くの県民が両大会開催を実感し、参加・協力できるよう、開催競技（正式競技、特別競技、公開競技、デモスポ、全国障害者スポーツ大会正式競技、オープン競技）を県内の様々な地域で開催します。
- スポーツボランティア活動や県民運動（花いっぱい運動¹⁷、あいさつ運動、クリーンアップ運動¹⁸等）、式典前演技、募金など、すべての県民が何らかの形で両大会に参加・協力できる機会を創出します。
- 両大会の運営基盤づくりのため、広報活動と連携して県民や企業・団体の理解と賛同による寄附等の募集を様々な手法で推進するほか、企業協賛制度を構築します。

2 スポーツボランティア活動等の推進

- 県や市町、関係団体、学校、企業等と連携しながら、大会運営ボランティア、手話・要約筆記ボランティア、選手団と行動をともにする選手団サポートボランティアなど両大会における多様なボランティアの養成・確保を図ります。
- 県や市町、関係団体等と連携して、両大会に係るスポーツボランティア活動への参加機会に関する情報提供をするとともに、スポーツボランティア活動に関する普及啓発や企業等へボランティア休暇取得への理解を要請することなどにより、県民がスポーツボランティアとして両大会に参加しやすい環境づくりに努めます。
- 県や市町、関係団体等と連携して、ワールドマスターズゲームズ2021関西の実績を活かして、スポーツボランティア活動が円滑に行われるよう運営に努めるとともに、ジュニア・ユースチームで取りまとめた「スポボラ心得 七ヶ条」を踏まえ、スポーツボランティア参加者と主催者・参加選手が大会成功的喜びを分かち合えるよう運営に配慮します。

【スポボラ心得 七ヶ条】
(ジュニア・ユースチーム第2期生提言より)



¹⁶ 令和2年度現在、総務企画専門委員会、広報・県民運動専門委員会、競技運営専門委員会、全国障害者スポーツ大会専門委員会、宿泊・衛生専門委員会、輸送・交通専門委員会、子ども・若者参画特別委員会、募金・協賛推進特別委員会、式典・会場専門委員会、警備・消防専門委員会を設置。

¹⁷ 来県者を温かく歓迎するため、競技会場や沿道だけでなく、自宅や学校、公園など街並み全体を花で彩るもの。

¹⁸ 会場や会場周辺等の清掃活動

3 みんなの心に残る大会運営

(1) 心に残る情報発信および式典等の開催・運営

- 広報紙、ホームページ・SNS、出前講座、報道機関を通じた広報のほか、ジュニア・ユースチームの提言も踏まえて様々な周知方法を検討しながら、両大会や滋賀の魅力に係る情報を効果的に広報します。
- 両大会を象徴する愛称・スローガンの普及、大会マスコットキャラクターやイメージソング・ダンス、啓発イベント等により、県民の関心を盛り上げ、楽しい雰囲気を創ることで両大会開催の機運を醸成します。
- (再掲)両大会あるいは両大会開催後のスポーツ推進を担う子ども・若者世代の関心を高めるため、子ども・若者にとって楽しくわかりやすい訴求力のある広報・情報発信を行います。
- (再掲)女性の両大会への参加意欲や関心を高めるため、女性に訴求力のある情報発信・広報を行います。

【ジュニア・ユースチームによる大会のPRに係る提言】

ジュニア・ユース第4期生 大会のPRに係る提言①(折り紙)

★ポスター・ラッピング制作

例)モザイクアート
写真をネットなどで募集し、それらを数百枚程度集めて、一つの作品とするもの。

県民による「写真投稿」
ポスターによるPR
投稿者からの情報発信

両大会の知名度アップ!



ジュニア・ユース第4期生 大会のPRに係る提言②(折り紙)

★グッズ製作

例)名刺、バッジ、ポケットティッシュ、風船等の啓発グッズ
両大会の開催を知ってもらう!

例)文房具、ぬいぐるみ、ハンカチやタオル等の販売グッズ
たくさん的人がグッズを購入

2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会

両大会の知名度アップ!



ジュニア・ユース第4期生 大会のPRに係る提言③(折り紙)

★イベント開催

事前に…
・チラシ、SNS等で周知
グッズの配付
競技体験会
競技に関するクイズ
イメージソングやダンスの披露

両大会の知名度アップ!



ジュニア・ユース第4期生 大会のPRに係る提言④(折り紙)

◆ 広報誌や新聞の制作
◆ ダンス・歌の制作
◆ SNSを使っての情報発信
◆ 企業等とコラボした商品の開発
◆ 学校で、両大会に関する授業を実施
◆ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に関するスタンプラリーや謎解きラリーを実施

- 開・閉会式や炬火イベントは、簡素な中にも歴史・文化、伝統など滋賀の魅力が表現されたものとするほか、参加者同士の絆が深まり、参加者の記憶に残るものとなるよう企画や演出に創意工夫を凝らします。また、本県ゆかりのスポーツ選手にも協力を仰ぐ

とともに、子どもから高齢者まで多くの県民が参加できるよう配慮するほか、参加する選手・役員等の負担軽減や健康管理および情報支援にも配慮します。

- 来場できない方や県外にも各競技会の模様が伝わり、感動の輪が広く広がるよう両大会の開催中の状況を情報発信します。

(2) パリオリンピック・パラリンピックを活かした大会運営

- 令和6年(2024年)のオリンピック・パラリンピックに出場する滋賀県ゆかりの選手に両大会や関連イベント等への参加を求めるなど、オリンピック・パラリンピックへの関心を活かした取組により、国内最大のスポーツの祭典に対する期待感やスポーツ実践の意欲を高めます。

(3) 安全・安心な大会運営

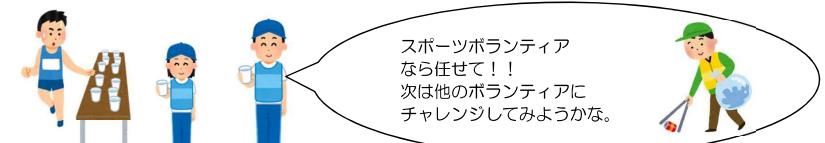
- 両大会の開催期間中、災害や事故、大会参加者の傷病、感染症などの発生に備え、警備・消防、医事・衛生、輸送・交通等の各種方針・計画等を適切に策定・運用し、安全・安心な大会運営に努めます。

2025 滋賀レガシー③ 『連携・協働で伸ばされた「滋賀の力」』

☆地域の連帯感や郷土愛の醸成
→連帯感・郷土愛が深まり、スポーツを支える文化が定着しました!



☆経験豊富なスポーツボランティア
→滋賀にはスポーツボランティアの経験者がたくさんいます!!



スポーツボランティア
なら任せて!!
次は他のボランティアに
チャレンジしてみようかな。

☆両大会の参加者の達成感や充実感

→両大会での楽しかった思い出が永く語り継がれています。



子どもの頃、
大会を観に行
ったのよ。

あれから30年。
良い大会だったね。

第4節 『実施目標4 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会』

に向けた取組

1 おもてなしと滋賀の魅力発信

(1) 心のこもった「おもてなし」

- 花いっぱい運動やあいさつ運動、マナーアップ運動などの県民運動の取組により、来県者を温かく迎えるほか、地域・学校単位等で滋賀県選手はもとより、県外の選手も応援するなど、思いやりの心でもてなします。
- 各会場でニーズにあったパンフレットの提供、分かりやすい案内表示、行き届いたガイドに努めるなど、参加者が「来てよかったです」と思える大会運営を目指します。
- 各会場や宿泊場所等で来県者に対し、豊かな自然、歴史、文化に育まれた様々な滋賀の食材を取り入れた郷土料理、特産品などの滋賀の魅力ある地域資源を活用した地産地消によるおもてなしを行なうほか、おもてなしを契機に参加選手等と地域住民の交流を図ります。なお、選手等への食事提供の際は、体調管理にも配慮します。

(2) 滋賀の様々な魅力の発信

- 観光・文化関連団体や県関係機関等と連携し、豊かな自然や歴史、文化、芸術、祭り、伝統芸能、特産品などの地域資源、湖上スポーツ¹⁹をはじめとした滋賀ならではのスポーツ環境など、滋賀の魅力を情報発信し、来県者に滋賀での滞在を楽しんでもらいいます。
- 県民一人ひとりが自ら滋賀の魅力を再発見し、多くの来県者に紹介することができるよう、おもてなしの機運を盛り上げます。
- 関係事業者と連携し、選手団の昼食の共通食材や宿泊場所・会場等における食事において、滋賀のおいしい食材を使用するなど地産地消に努めます。
- 優秀な成績を収めた選手やチームに対する副賞の授与など、注目を集める場面での滋賀の特産品の使用に努めます。

【ジュニア・ユースチームによる湖上スポーツを活かした滋賀の魅力発信に係る提言】



2 「大会文化プログラム」の展開

- 滋賀ならではの文化・芸術に係る展示会や音楽会、郷土の祭り、伝統芸能等に加え、スポーツ文化の発信に係る事業やeスポーツ²⁰など、来県者が競技観戦以外にも楽しめる「大会文化プログラム」²¹を展開し、滋賀の文化、芸術等の魅力を発信します。

3 スポーツビジネスの展開等

- 観光関連団体、企業、県関係機関等と連携し、両大会の競技への参加や競技観戦を契機に来県する人々に向けて、豊かな自然環境を活かしたスポーツツーリズム²²や、大会文化プログラムに基づく各種文化事業や歴史・文化等の地域資源を活かした文化ツーリズムのほか、農村環境や食材・食文化を活かしたツーリズムなど、滋賀ならではのツーリズムを提案します。
- スポーツ産業や観光産業、健康関連産業等を中心とした経済振興に向けて、県内外に両大会を契機とした誘客やスポーツ参加人口の増加につながるよう、両大会やスポーツ活動促進に関する情報発信・広報を積極的に行います。
- 両大会の愛称・スローガンや大会マスコットキャラクター等を活用した商品開発を積極的に提案するなど、両大会の機運醸成と併せて企業等と連携したビジネスにもつながる取組を進めます。

2025 滋賀レガシー④ 『魅力と活力にあふれる滋賀』



²⁰ エレクトロニック・スポーツ(electronic sports)の略称で、コンピューターゲームで行うスポーツ競技をいう。平成29年(2017年)愛媛国体、平成30年(2018年)福井国体、令和元年(2019年)茨城国体の大会文化プログラムにおいて、eスポーツが、スポーツ文化に関する事業として実施されたところ。

²¹ 大会文化プログラムとは、「文化プログラム実施基準」(公益財団法人日本スポーツ協会)に基づき、文化・芸術面から実施する国民スポーツ大会の開催行事の一つ。開催年の年間を通じて来県者に開催県の魅力を発信するため、各主催者がスポーツ文化や開催県の郷土文化等をテーマとした文化・芸術イベントを実施するもの。

²² 競技観戦やスポーツイベント参加などスポーツを目的とした観光をいう(ビワイチ、ボート、セーリング、カヌー等の湖上スポーツ、登山、ハイキング、スキー等のアウトドアスポーツ等を楽しむこと等)。

¹⁹ 湖上スポーツを活かした滋賀の魅力発信について、ジュニア・ユースチームより提言あり。

☆認知度が高まり、さらに磨き上げられる滋賀の魅力

☆スポーツツーリズムをはじめとする体験交流型旅行の普及

→滋賀の魅力の認知度が高まり、さらに磨き上げられるとともに、スポーツツーリズムなど、地域資源を活かした地域活性化の取組が進んでいます。



第5節 『実施目標5 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会』に向けた取組

1 競技力の向上

- 県とスポーツ関係団体、学校、企業等が連携しながら、選手の発掘・育成・強化、競技活動継続の支援、指導者の養成・確保、スポーツ施設の整備等により、計画的に競技力の向上を図り、滋賀県選手²³が活躍し、第79回国民スポーツ大会で天皇杯を獲得することを目指すとともに、両大会で活躍した選手が、両大会を契機として、さらに他の全国大会やオリンピック・パラリンピックをはじめとする国際大会等で活躍することを目指します。また、両大会を契機として、活躍した選手が指導者として次の世代を育てるなど、滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めます。
- 競技力の維持・向上の環境づくりに向けて、県民のスポーツに対する意欲や関心を喚起する情報発信や普及啓発を行います。

2 スポーツを支える人材の育成

- 滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に向けて、スポーツ関係団体と連携して、各種研修会の開催や講習会への派遣、公認指導者資格の取得推進等により、スポーツ推進の要となる指導者や競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員、競技会補助員の計画的な養成を図るとともに、指導方法の向上をはじめとする指導者の資質向上を図ります。

²³ 県内に活動の拠点を置き、または現に居住し、もしくは居住していた選手。

○(再掲)県や市町、関係団体、学校、企業等と連携しながら、大会運営ボランティア、手話・要約筆記ボランティア、選手団と行動をともにする選手団サポートボランティアなど両大会における多様なボランティアの養成・確保を図ります。

2025滋賀レガシー⑤ 『全国や世界の舞台で活躍する滋賀のアスリート』

☆競技力の向上 ☆県民のスポーツに対する高い関心や県の認知度向上

☆質の高い指導者や競技役員等

→両大会で活躍した滋賀の選手が全国や世界の舞台で活躍しています。また、活躍した選手が指導者として、次の滋賀の世代を育てるスポーツの好循環が活かされています。



第6節 『実施目標6 滋賀の未来に負担を残さない大会』に向けた取組

1 大会運営の簡素・効率化

- 先催県の情報やノウハウを積極的に活用するとともに、様々な創意工夫を凝らすことで、開催準備から大会運営に至る全ての取組において簡素・効率化を図ります。
- 競技用具は、県、会場地市町、競技団体等が現有するものの活用を原則とし、不足する競技用具については、先催県や後催県等と連携して借用や共同購入を検討します。

2 財政負担等を考慮した施設整備

- 両大会開催に必要となる施設は、既存施設の活用を基本とした上で、移転・改築等が必要な施設については、財政負担や将来のスポーツ推進や健康づくり促進等を考慮し、可能な限り寄附などの財源を確保し、事業費を抑制しながら整備します。なお、両大会終了後の施設利用や維持管理、財政負担、競技会開催運営等の観点から総合的に検討し、開催可能な既存施設の確保が困難な場合は、仮設施設の整備や県外施設の利用を検討します。
- 施設整備に当たっては、景観に配慮するとともに、防災拠点として、耐震性や災害時の緊急輸送機能や避難施設としての機能の確保に努めるものとします。

3 開催準備および大会運営における環境配慮

- 開催準備や大会運営に当たっては、廃棄物の発生抑制や分別を図るとともに、環境に優しい製品（再生・再利用製品、省エネ製品等）の利用や地産地消に努めます。

- 必要な施設・設備の整備に当たっては、必要な機能や経済性も考慮の上、再生資源を活用した資材や県産材の活用、省エネ製品や再生可能エネルギーの導入など、環境への配慮に努めます。
- 大会開催期間中における、マイカー自粛と公共交通機関の利用、アイドリングストップを呼びかけることなどにより、温室効果ガスの発生抑制に努めます。
- 環境配慮の取組状況をホームページや開・閉会式会場等で情報発信するほか、クリーンアップ運動の取組などにより、県民や来場者の環境意識の醸成を図ります。

両大会における環境配慮の取組例（今後の予定含む）

分類	両大会における環境配慮の取組例
開催準備	<p>物品は、必要最小限の購入とし、再使用または再生利用しやすい製品の優先的な購入に努める。</p> <p>環境に配慮した製品や、地産地消（輸送エネルギーの少ない地元で生産された商品の購入）の製品の優先的な購入に努める。</p> <p>業務委託の際は、環境配慮が適切に行われるよう仕様書への記載を行う。</p> <p>備品・物品は、修理等により長期使用するとともに、不要となった物も廃棄せず譲渡等により、有効利用を図る。</p> <p>広報資料や会議資料等は、必要最小限の作成に努める。</p> <p>広報・案内等は、インターネットやメール活用するなど、紙媒体は必要最小限とする。</p> <p>競技用具は、①現有活用、②現有活用で不足する場合は借用（レンタル）、③借用でもなお不足するまたは借用できない場合に購入、の順で整備することとする（物品の有効利用）。</p>
施設整備	<p>既存の施設・設備を最大限活用し、新たな施設・設備の設置は必要最小限とする。</p> <p>建設資材には、再生資源を活用した資材、県産材の使用に努める。</p> <p>施設において、LED照明、人感知式センサー照明、省エネ設備など省エネルギー機器の導入や、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入に努める。</p>
大会運営	<p>冷暖房の適切な温度設定や過度な照明や音響を避けるなどにより、省エネルギーに努める。</p> <p>大会参加者（選手、役員、観覧者）にマイボトルの持参を呼びかける。</p> <p>会場における廃棄物の分別を徹底し、再生利用を推進する。</p> <p>宿泊施設・会場等における食事提供において、食品ロス（食べられるのに廃棄される食品）の発生抑制に向けて、調理における工夫や消費者への啓発等を行い、廃棄物の発生抑制に努める。</p> <p>省エネルギー機器の使用に努めるとともに、再生可能エネルギーの利用に努める。</p> <p>来場者に公共交通機関の利用を呼びかけ、公共交通機関が利用困難な場合は、シャトルバス利用などによりマイカー自粛につなげる。</p> <p>車両のアイドリングストップを呼びかける。</p> <p>事業者と連携し、弁当やおもてなし広場での飲食において、皿・カップ類を再使用可能なリユース食器の利用を進めるほか。来場者にマイ箸、マイカップの持参を呼びかけるなど、廃棄物の発生抑制の啓発を行う。</p> <p>開催準備や大会運営における環境配慮の取組状況を周知し、環境意識の醸成を図る。</p>

2025滋賀レガシー⑥『持続可能な滋賀への貢献』

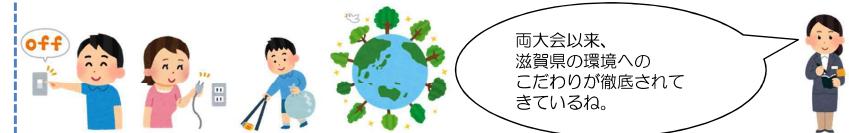
☆大会運営の簡素・効率化および既存施設の活用等による財政負担の軽減

☆両大会終了後も持続的に有効活用されるスポーツ施設

→整備した施設が、後の世代まで愛され、活かされています。



☆大会開催に伴う環境負荷の低減 ☆県民の環境配慮意識のさらなる向上
→滋賀では環境配慮への意識がこれまで以上に高まっています。



第7節 『実施目標7 すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会』に向けた取組

1 国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会の一体的な開催

- 開催準備および大会運営に係る基本方針・計画等は、国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会共通のものとして策定します。
- 両大会の広報・情報発信や関連イベント・行事等を一体的に行う中で、県民全般に障害者および障害者スポーツ活動への理解や关心を広めるほか、障害のある人との交流の機会の創出を図ります。
- 両大会の運営において、一体的に開催できる方法を検討し、共生社会実現に向けた滋賀の大会の姿を全国に発信します。
- 両大会に係るスポーツボランティアや競技役員（審判員・運営員）、競技会係員、競技会補助員、競技補助員等を一体的に養成する中で、障害に係る知識の普及や障害者理解の促進に係る講習等を行い、障害のある人に配慮した大会運営を図ります。
- 国民スポーツ大会に向けた競技力向上の取組と併せて、関係団体や学校等と連携しながら障害者スポーツの選手の発掘・確保や団体競技のチーム創出・選手層の充実など、全国障害者スポーツ大会に向けた競技力向上の取組を推進します。
- 関係機関等と連携しながら、県内外への両大会の情報発信や、大会文化プログラムに基づく文化・芸術事業の機会を活用し、アール・プリユット²⁴をはじめとする滋賀の福祉の先進的な取組を発信します。

2 障害のある人の大会準備・運営への参画および大会への参加の促進

- 開催準備委員会の各専門委員会等における障害のある人またはその関係団体の参画により、両大会の開催準備および大会運営に障害のある人の意見や視点を反映します。
- デモスポや両大会の関連イベント等に、障害のある人が参加しやすいもの設けるなど、両大会への障害のある人の参加に配慮するとともに、全国障害者スポーツ大会のオーブン競技への参加を呼びかけます。

3 ユニバーサルデザイン等に配慮した大会運営

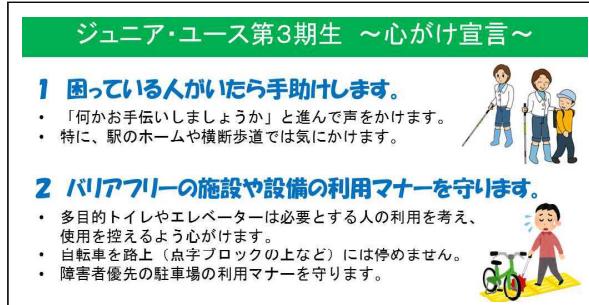
- 施設については、全国障害者スポーツ大会での利用も踏まえ、障害のある人や高齢者、

²⁴ 日本語訳では「生（き、なま）の芸術」とされる。「美術の専門的な教育を受けていない人が、伝統や流行などに左右されずに自身の内側から湧きあがる衝動のまま表現した芸術」と解釈されている。

子どもなど、すべての人が安心して利用できるよう、ユニバーサルデザイン²⁵への配慮に努めます。

- 両大会に参加する選手・指導者や観戦に訪れる人々が快適に過ごせるよう、両大会における競技運営、ボランティア対応、情報保障²⁶、宿泊、輸送・交通などのあらゆる取組において、相手の状態や立場に立った、人に対して思いやりのある大会運営を行います。
- ジュニア・ユースチームが取りまとめた「心がけ宣言」等を踏まえ、関係団体や県・市関係機関等と連携しながら「心のバリアフリー」について情報発信し、県民や来県者等に対して、障害のある人に配慮した行動を広く呼びかけます。

【ジュニア・ユースチームによる「心がけ宣言】



※提言のうち3は、
パラスポーツの魅力
発信に係る提言
(P10掲載のため、本
頁では省略)

2025滋賀レガシー⑦ 『人がともに支え合う滋賀』

☆障害に関する知識や障害者理解のより一層の普及

☆「心のバリアフリー」のさらなる普及 ☆障害者スポーツの普及

→障害者理解が進み、障害のある人との交流が進み、思いやりの心が育まれています。

→障害のあるなしにかかわらず、生涯を通じて誰もが身近にスポーツ活動に親しむとともに、スポーツを楽しめる地域づくりが進んでいます。



大会の応援に行って以来、
皆で仲良くなりました。

☆障害のある人や高齢者、子どもなど様々な立場の人が利用しやすいスポーツ施設
→スポーツ施設に限らず、バリアフリー化が進んでいます。



どこに行っても
行動しやすくなりました。

²⁵ 文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わず、誰もが利用できるよう、常によりよいものに改良していくという考え方。

²⁶ 障害のある人が情報を入手するに当たり、必要なサポートを行うことで情報を提供することをいう。

第5章 開催基本構想の推進方策

以下により開催基本構想を着実に推進していくこととします。

第1節 推進体制

様々な立場で両大会に関わる各主体が、開催基本構想が示す方向性を踏まえて、連携・協働による取組あるいは、それぞれの主体的な取組を推進していくものとします。

第2節 開催基本構想の推進のために各主体に期待される役割

開催基本構想を推進するためには、両大会に関わる各主体が、各自の役割を果たすことが必要となります。各主体に期待される役割のうち、主なものは以下のとおりです。

1 選手 ～持てる力を最大限発揮～

(1) フェアな精神で持てる力を最大限発揮し、観客に夢と感動を与える

スポーツmanshipに則ったフェアな精神のもと、全力で競い合う姿や競技を楽しむ姿を見せ、観客に夢と感動を与えます。

(2) 県外の選手や会場地市町住民との交流促進

選手同士の交流、応援いただいた住民との交流の中で絆を深め、感動を共有し、選手一人ひとりにとどまらず心に残る大会にします。

2 県民 ～積極的に参加し、両大会を楽しむ～

(1) 両大会へ参加し、両大会を楽しみ、盛り上げる

スポーツボランティアや式典、県民運動等に積極的に参加し、両大会を楽しみ、盛り上げていきます。また、両大会への参加方法の一つとして競技会を観戦し、滋賀県選手はもとより、県外の選手にも温かい声援を送り、スポーツを楽しめます。

(2) 「マイスポーツ」の発見

自身に合った好きなスポーツ（＝マイスポーツ）を見つけ、その競技を観戦したり、スポーツ体験やデモスポーツなどの機会を捉えて取り組みます。

(3) 来訪者への滋賀の魅力の紹介

一人ひとりの立場で、全国からのお客様を温もりの心でもてなし、県外の選手や関係者等と積極的に交流し豊かな自然や文化、食などの滋賀の魅力を紹介します。

3 スポーツ関係団体 ～両大会を通じたスポーツの普及・推進～

(1) 選手強化・指導者・審判員等の養成

競技団体は、両大会で選手が活躍できるよう選手の育成・強化を行うとともに、大会運営が円滑に行われるよう審判員等を計画的に養成します。

公益財団法人滋賀県スポーツ協会、滋賀県障害者スポーツ協会は、各競技団体が行う選手の育成・強化、指導者の養成等について指導や支援を行います。

(2) 会場地市町との連携による競技会の円滑な準備・運営

競技団体と会場地市町等が協力し、選手が気持ちよく試合に臨めるよう、競技会開催

に向けた準備と円滑な大会運営を図ります。

(3) スポーツの普及やスポーツを親しむ環境づくり

公益財団法人滋賀県スポーツ協会および滋賀県障害者スポーツ協会は、競技団体や県、市町等と連携し、スポーツイベントの開催やスポーツの普及・啓発に係る情報発信を行い、県民がスポーツに親しみ、楽しめる環境づくりを進めます。

各競技団体等は、両大会に向けて、開催競技の普及・推進を進めます。

4 企業 ～両大会開催に向けた支援・協力～

(1) スポーツ活動の支援

トップアスリートや優秀な指導者を受け入れる体制づくり、社員がスポーツに親しめる環境づくりなどに積極的に取り組むことを通じて、スポーツ活動を支援します。

(2) 滋賀の魅力の発信と地域活性化等への寄与

それぞれの企業活動の中で、滋賀の魅力の発信や、滋賀の魅力の磨き上げに取り組むことを通じて企業としての地域活性化等に寄与します。

(3) 寄附・協賛等を通じた両大会への支援・協力

両大会に係る寄附や企業協賛への参加など、両大会の運営基盤づくりを支援します。

5 各種団体 ～選手への温かい声援と両大会への参加、盛り上げ～

(1) 学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学等）

両大会に様々な立場で参加できることを周知し、両大会に対する興味・関心を喚起します。生徒、学生が滋賀県選手の応援や県外の選手の応援、関連イベント等への参加などで、スポーツで得られる感動を体験できる機会を多く持てるよう努めます。

(2) 地域住民組織（自治会、女性団体、老人クラブ、青年団体等）およびNPO

団体の活動に関連する県民運動に積極的に参加し、機運醸成に貢献します。また、両大会開催時には、ボランティア等のかたちで各競技会の運営・準備を支援します。また、地域ゆかりの選手などを応援し盛り上げるとともに、来県する選手、監督や観覧者等をもてなし、交流を深めます。

6 市町 ～競技会の運営等～

(1) 競技団体等との連携による競技会の円滑な準備・運営

県や競技団体等と連携し、両大会の競技会の円滑な準備、運営を行います。

また、県や関係団体、県民等と連携し、選手の応援や、来訪者の歓迎や交流の輪を広げる取組など、会場地ならではのおもてなしを行います。

(2) 開催競技の広報・情報発信

各会場地市町における開催競技が会場地市町のシンボルスポーツとして住民に認知されるよう、県や競技団体等と連携し、広報・情報発信等に努めます。

7 県 ～両大会を含めたスポーツ施策等の推進～

(1) 開催準備（実行）委員会の運営および関係機関・団体等の支援・調整

開催準備（実行）委員会の事務局運営を通じて、構成団体や企業、県民等と連携し、会場地選定、競技役員等の養成、広報・県民運動・宿泊・衛生・輸送・交通、式典運営、ボランティア養成、おもてなしなど、両大会の開催準備および大会運営の取組を開催県として責任を持って進めるとともに、市町や競技団体等の取組を支援します。

また、スポーツ施策以外の各種施策を所管する県・市町関係機関等とも必要に応じて連携・調整を図り、開催準備や大会運営に活かしていきます。

(2) スポーツ施策の推進

県民、市町、事業者、大学および競技団体等と連携・調整しながら、両大会の開催や競技力向上対策を含めた様々なスポーツ施策を計画的に推進します。

(3) 県立スポーツ施設の整備等

県民が将来にわたりスポーツ活動や健康づくり活動を行う拠点となる県立スポーツ施設の整備や運営を行います。

第3節 開催基本構想のフォローアップ（進行管理）の実施

1 フォローアップの実施体制

毎年度、開催基本構想の進行状況等について、把握し、検証します。

また、開催準備（実行）委員会事務局は、必要に応じて県関係機関や、市町や競技団体等との調整を行うものとします。

2 フォローアップの視点

フォローアップの視点は以下を基本とし、方法等は実施の都度、別途定めます。

- 取組が適切に進捗しているか
- 取組に係る基本方針や計画、事業等は開催基本構想の方向性に沿ったものであるか
- 課題を踏まえた今後の対応方針が適切であるか

3 フォローアップ結果の活用等

フォローアップ結果は、ホームページ等で公表し、取組の進捗状況や課題等を県民や関係団体等と広く共有するとともに、今後の開催準備や大会運営の検討に活用します。

第4節 両大会終了後のレガシー継承に向けた対応について

両大会が終了し、開催準備（実行）委員会の解散後においても、両大会開催によって生まれ出されるレガシーが次世代に確実に引き継がれ、定着化が進むことが求められます。

そのため、今後、両大会開催までに、開催準備（実行）委員会や滋賀県スポーツ推進審議会²⁷等の場において、レガシーの定着化を継続的に推進する仕組みを検討していくこととします。

²⁷ 滋賀県スポーツ推進審議会条例に基づき設置される県の審議会。スポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画（＝「滋賀県スポーツ推進計画」）その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。

令和3年（2021年）3月22日
第9回常任委員会決定

第24回全国障害者スポーツ大会 正式競技会場地市町第三次内定

番号	競技名等	市町名		障害区分	開催予定施設
		所在地	準備運営		
1	水泳	草津市	滋賀県 草津市	身・知	(仮称)草津市立プール

注) 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、
今後、会場の変更等が生じる場合がある。

第24回全国障害者スポーツ大会 会場地の内定状況

○第一次内定 …… 12競技

(令和元年5月17日)

○第二次内定 …… 1競技

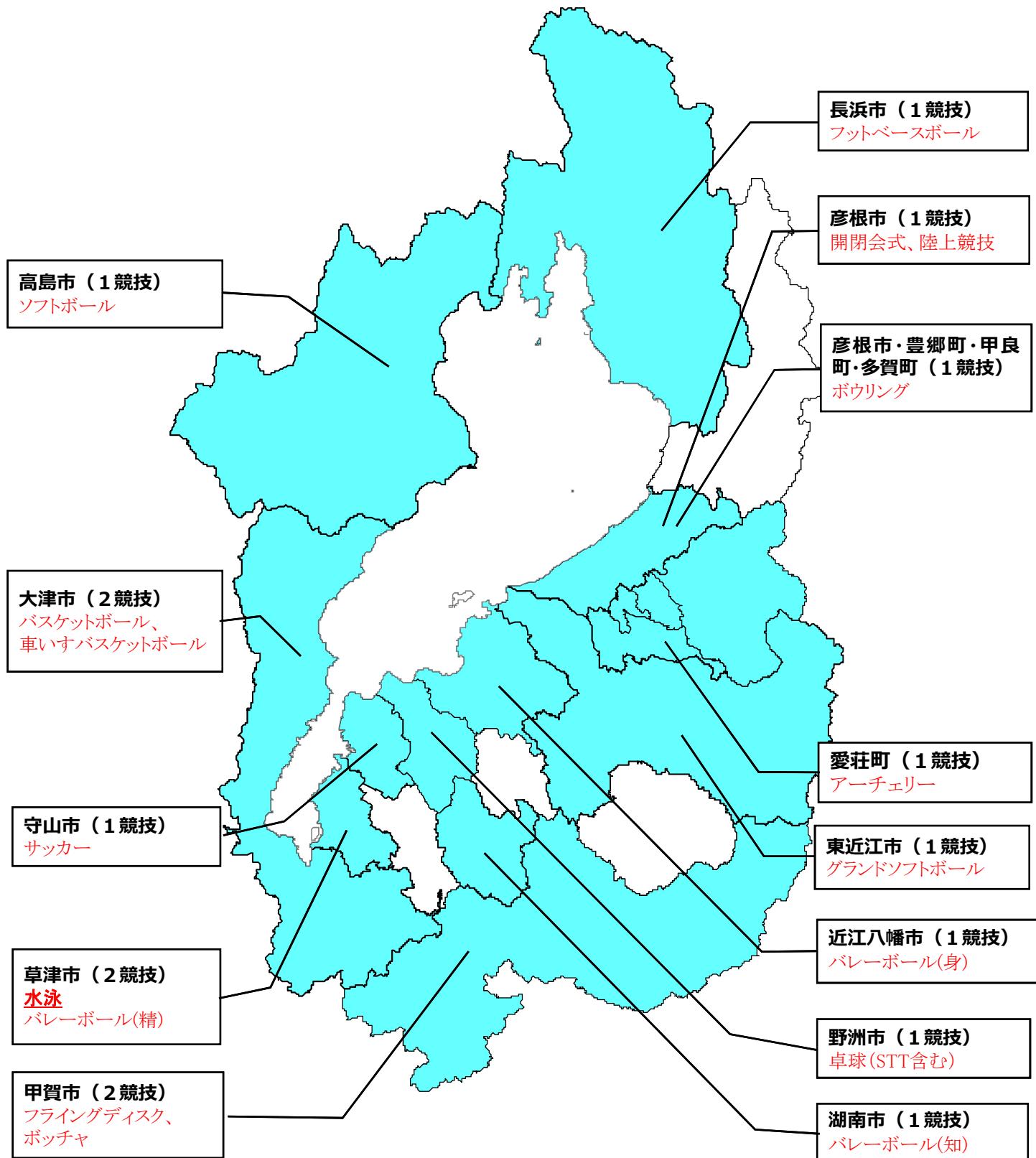
(令和2年7月1日)

○第三次内定(案) …… 1競技

No	競技名等	第24回障スポ 会場地				
		内定時期	市町名		施設名	障害区分
			所在地	準備運営		
1	開閉会式、陸上競技	①R元.5.17	彦根市	滋賀県 彦根市	(仮称)金龜公園陸上競技場	身・知
2	水泳	③R3.3.22	草津市	滋賀県 草津市	(仮称)草津市立プール	身・知
3	アーチェリー	①R元.5.17	愛荘町	滋賀県 愛荘町	愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド	身
4	卓球 (サウンドテーブルテニスを含む)	①R元.5.17	野洲市	滋賀県 野洲市	野洲市総合体育館	身・知・精
5	フライングディスク	①R元.5.17	甲賀市	滋賀県 甲賀市	甲賀市水口スポーツの森	身・知
6	ボウリング	②R2.7.1	彦根市	滋賀県 彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町	ラピュタボウル彦根	知
7	ポッチャ	①R元.5.17	甲賀市	滋賀県 甲賀市	甲賀市水口体育館	身
8	バスケットボール	①R元.5.17	大津市	滋賀県 大津市	滋賀アリーナ	知
9	車いすバスケットボール	①R元.5.17	大津市	滋賀県 大津市	滋賀アリーナ	身
10	ソフトボール	①R元.5.17 R3.3.22変更	高島市	滋賀県 高島市	高島市今津総合運動公園第1グラウンド・第2グラウンド	知
11	グランドソフトボール	①R元.5.17	東近江市	滋賀県 東近江市	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド	身
12	バレーボール	①R元.5.17	近江八幡市	滋賀県 近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	身
		①R元.5.17	湖南市	滋賀県 湖南市	湖南市総合体育館	知
		①R元.5.17	草津市	滋賀県 草津市	草津市立総合体育館	精
13	サッカー	①R元.5.17	守山市	滋賀県 守山市	野洲川歴史公園サッカー場 (ビッグレイク)	知
14	フットベースボール	①R元.5.17	長浜市	滋賀県 長浜市	長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)	知

注) 1 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

第24回全国障害者スポーツ大会 会場地市町内定（第一次～第三次） 配置図



第10回常任委員会（令和3年8月3日）における決定事項

(1) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 会期（案）

- 滋賀県としての会期案を日本スポーツ協会等に提示する必要がある。
- 国スポは、9月27日（土）～10月7日（火）の第1案、9月28日（日）～10月8日（水）の第2案、10月4日（土）～10月14日（火）の第3案を提示する。
- 障スポは、10月25日（土）～10月27日（月）の第1案、11月8日（土）～11月10日（月）の第2案を提示する。

(2) 第79回国民スポーツ大会 正式競技会場地市町第八次内定（案）

- 会場地未選定の競技のうち調整が整った自転車競技（トラック・レース、ロード・レース）の会場地を内定したもの。
- 第八次内定で決定できなかった競技については、令和3年度中に調整の上、会場地を選定する。

(3) 第79回国民スポーツ大会 正式競技開催予定施設変更（案）

- バレーボール競技（ビーチバレー、長浜市）について、仮設コートや観客席の配置等において、十分な面積を確保できるよう、開催予定施設を変更したもの。
(変更前) 長浜市南浜町地先特設会場 → (変更後) 豊公園自由広場特設会場

(4) 第79回国民スポーツ大会競技施設整備計画（第3次）（案）

- 国民スポーツ大会の競技施設の整備を計画的かつ円滑に推進するために、施設の概要、整備主体、主な整備内容、整備年度などの計画（第3次）を定めたもの。

(5) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会式典基本構想（案）

- 本県の式典に関する基本的な考え方を明らかにし、両大会における式典全体の共通指針として定めたもの。

第10回常任委員会 第1号議案

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 会期（案）

1 趣旨等

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会について、令和7年（2025年）へ延期となったため、改めて会期案（開会式から閉会式までの日程案）を決定する必要がある。

2 本県における両大会の会期案

- 国スポについては3案を日本スポーツ協会に提示する必要がある。
- 障スポについては2案を文部科学省および日本障がい者スポーツ協会に提示する必要がある。

＜第79回国民スポーツ大会の会期案＞

- 皇室行事、関係団体・市町の意見等を考慮して設定。

希望順位	日程
1	令和7年9月27日（土）～10月7日（火）
2	令和7年9月28日（日）～10月8日（水）
3	令和7年10月4日（土）～10月14日（火）

＜第24回全国障害者スポーツ大会の会期案＞

- 皇室行事、大阪・関西万博の影響（閉会日10月13日）、国スポとの間隔、会期中の気候、関係団体・市町の意見等を考慮して設定。

希望順位	日程
1	令和7年10月25日（土）～10月27日（月）
2	令和7年11月8日（土）～11月10日（月）

3 今後の予定

- 令和3年 8月 開催準備委員会 常任委員会での決定
→国スポ会期3案を日スポ協に提出
→障スポ会期2案を日障協に説明（正式提出は国スポ会期決定後）
- 秋頃 日スポ協が国スポ会期について宮内庁と協議
- 令和4年 6月頃 国スポ会期が内定（日本スポーツ協会国民体育大会委員会）
障スポ会期2案を日障協・文部科学省に提出
文部科学省が障スポ会期について宮内庁と協議
- 7月頃 国スポ会期が決定（日本スポーツ協会理事会）
障スポ会期が決定（日障協・文部科学省）

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

式典基本構想（案）



湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く 国スポ・障スポ 2025

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

令和3年（2021年） ●月

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会

目 次

式典基本構想策定にあたって	1
1 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要	2
2 式典の概要	4
(1) 式典テーマ	
(2) 式典の基本的な考え方	
3 総合開会式・開会式の概要	5
(1) 基本的な考え方（両大会共通）	
(2) 構成および次第	
4 総合閉会式・閉会式の概要	7
(1) 基本的な考え方（両大会共通）	
(2) 構成および次第	
5 各競技会の表彰式	9
(1) 基本的な考え方	
(2) 実施方法等	
6 焰火イベント	9
(1) 基本的な考え方	
(2) 展開イメージ	
7 式典にかかる今後のスケジュール	10
参考資料	11

式典基本構想策定にあたって

国民体育大会（令和6年（2024年）から「国民スポーツ大会」に名称変更）は、昭和21年（1946年）の第1回大会以来、国民の健康増進と体力向上を図るとともに、地方スポーツの推進と地方文化の発展に大きく寄与し、国内最大のスポーツの祭典として国民に広く親しまれてきました。

本県では、昭和56年（1981年）に「水と緑にあふれる若さ」をスローガンとした第36回国民体育大会「びわこ国体」を開催し、これを契機として、スポーツの普及・振興を図ってきたところです。また、同年には、「わたしにもこんな力が生きがいが」をスローガンとした第17回全国身体障害者スポーツ大会「びわこ大会」を開催し、障害のある方が力強く競技する姿は多くの県民に大きな感動を与えました。

そして「びわこ国体」「びわこ大会」から44年ぶりとなる令和7年（2025年）に、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」が、再び、この滋賀の地で開催されることとなりました。両大会では、「湖国の感動 未来へつなぐ」をスローガンとして、次代を担う人育てや、活力に満ちた真心通い合う郷土づくり、健康・体力の保持増進、競技力の向上を図ります。また、全国から滋賀を訪れる多くの人との交流の機会として、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民をはじめ、参加するすべての人により、夢や感動、連帯感を共有できる大会を目指します。

中でも、総合開・閉会式をはじめとする両大会の式典は、「滋賀らしさ」「滋賀の魅力」を全国に発信できる絶好の機会となります。全国から訪れた人々を心のこもったおもてなしで歓迎し、交流により絆を深め、参加したすべての人の記憶に残るものにしたいと考えています。

本式典基本構想は、令和2年度（2020年度）に策定した式典基本方針を踏まえ、式典に関する基本的な考え方を明らかにし、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」における式典全体の共通指針として策定します。



昭和 56 年 「びわこ国体」開会式の様子

1 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

● 大会名・開催時期・実施競技

第79回国民スポーツ大会

開催時期：令和7年（2025年）9月中旬～10月中旬の11日間

実施競技：正式競技 37競技

特別競技 1競技

公開競技 7競技

デモンストレーションスポーツ 19競技（令和3年3月現在）

第24回全国障害者スポーツ大会

開催時期：令和7年（2025年）国民スポーツ大会後の3日間

実施競技：正式競技 14競技

オープン競技 3競技（令和3年3月現在）

● 愛称

わたSHIGA輝く国スポ わたSHIGA輝く障スポ

選手、ボランティアをはじめ、県民、来県者など滋賀県で開催する両大会に開わるすべての人が、様々な場面で主役として光り輝き、夢や感動、連帯感を共有できる大会を目指します。

● スローガン

湖国の感動 未来へつなぐ

「琵琶湖」を擁する湖国滋賀で生まれた感動が、両大会に関わるすべての人の心に刻まれ、明日への活力、未来への希望として将来にわたって引き継がれるようにとの願いを込めています。

● マスコットキャラクター

＜プロフィール＞



キャラッフィー

2007年4月27日生まれ。

性別は不明ですが、自分のことを「ぼく」と呼びます。出身地は琵琶湖・竹生島付近。性格は、どんくさいわりにチャレンジ精神が旺盛で何事にも一生懸命。子ども好きで人を楽しませることができます。ただ、陸上では疲れやすく、すぐに昼寝をしてしまいます。得意なスポーツはサッカー、エアロビクス。見た目のわりにスピーディでトランボリンもこなしますが、頭でっかちのせいか走るとよく転びます。好きな食べ物はエビ。得意技はキャッフィーターン。名前は、ナマズの英名『キャットフィッシュ』から付けられました。



チャッフィー

2009年6月13日生まれ。

2つ下の幼なじみで、「キャラッフィー」とは昔から仲の良い友達です。泳ぐことは得意ですが、陸でのスポーツは少し苦手で「キャラッフィー」に教えてもらっています。少しどんくさい「キャラッフィー」のフォローをしようと頑張りますが、たまに空回りしてしまうときもあります。大会のマスコットキャラクターに選ばれて少し不安そうにしている「キャラッフィー」の姿を見て、一緒に大会を盛り上げようと思い琵琶湖からやってきました。

※「キャラッフィー」と「チャッフィー」の愛称を合わせると「キャラッチ」になり、人の心をキャラッチする、という意味を込めました。

2 式典の概要

式典は、両大会の開・閉会式、各競技会の表彰式、炬火イベントで構成します。

「国民体育大会開催基準要項」、「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱」、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本構想」および「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会式典基本方針」に定められた内容を踏まえ、国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会の融合を図り、「湖国の感動 未来へつなぐ」のスローガンのもと、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」にふさわしい式典を目指します。

(1) 式典テーマ

湖国の感動 未来へつなぐ

(2) 式典の基本的な考え方

① 県民総参加のもと、両大会に関わるすべての人が、様々な場面で主役として光り輝き、夢や感動を共有し、ともに支え合う滋賀を発信する式典とする。

- ・年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民をはじめ、参加するすべての人が協力し、作り上げる式典を目指します。
- ・両大会を通じて生まれた夢や感動を参加者全員で共有し合える式典を目指します。
- ・障害に対する理解を深め、多様性を尊重し、共生社会づくりのきっかけとなる式典を目指します。

② 心のこもったおもてなしで歓迎し、交流により絆を深め、参加したすべての人の記憶に残る式典とする。

- ・「来てよかった」「参加してよかった」と思えるような心のこもった温かいおもてなしを心がけ、参加するすべての人の記憶に残る式典を目指します。
- ・出会いと交流の場をつくり、人ととの絆が深まる式典を目指します。

③ 琵琶湖やそれを囲む山々など豊かな自然と共生する中で培われた環境を大切にする県民の取組を活かし、環境に配慮した式典とする。

- ・自然と共生し、環境を大切にしてきた県民の取組を活かし、CO₂削減など環境にやさしい式典を目指します。
- ・持続可能な社会の実現に向け、県民の環境配慮意識のさらなる向上のきっかけとなる式典を目指します。

④ 豊かな自然や歴史、食や伝統芸能をはじめとする文化など、滋賀の魅力を全国に発信する式典とする。

- ・企画や演出に創意工夫をこらして、滋賀ならではの魅力を広く全国に発信する式典を目指します。
- ・県民が多様な滋賀の魅力を再認識、再発見し、ふるさと滋賀に自信と誇りをもつことができる式典を目指します。

3 総合開会式・開会式の概要

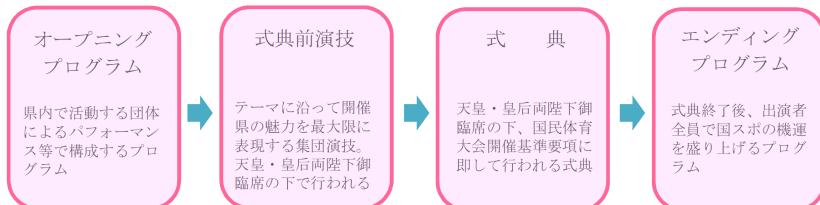
(1) 基本的な考え方（両大会共通）

- 企画や演出に創意工夫をこらして、広く滋賀のすばらしさを伝える内容とします。
- 年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民をはじめ、参加するすべての人が連帯感を感じられる内容とします。
- 全国から訪れる人々を心のこもったおもてなしで迎え、出会いと交流により絆を深める内容とします。
- 式典時間の短縮や演出方法などを検討し、参加する選手や出演者の負担軽減と式典の簡素効率化を目指します。

(2) 構成および次第

(ア) わた SHIGA 輝く国スポ 総合開会式

- 総合開会式は、オープニングプログラム、式典前演技、式典、エンディングプログラムで構成します。
- 次第の順序、記述については、今後の計画により変更する場合があります。



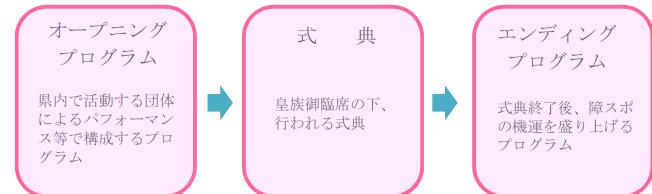
・次第（総合開会式における式典の流れ）

- 開式通告
- 役員・選手団入場
- 開会宣言（滋賀県知事）
- 国旗掲揚
- 大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗掲揚
- 滋賀県旗・参加都道府県旗・会場地市町旗掲揚
- 天皇杯・皇后杯返還
- 大会会長あいさつ
- 文部科学大臣あいさつ
- 天皇陛下お言葉
- 炬火入場・点火
- 選手代表宣誓
- 閉式通告

※次第については、公益財団法人日本スポーツ協会と協議の上、正式に決定します。

(イ) わた SHIGA 輝く障スポ 開会式

- 開会式は、オープニングプログラム、式典、エンディングプログラムで構成します。
- 次第の順序、記述については、今後の計画により変更する場合があります。



・次第（開会式における式典の流れ）

- 開式通告
- 役員・選手団入場
- 開会宣言・大会会長あいさつ
- 国旗掲揚
- 大会旗・滋賀県旗掲揚
- 文部科学大臣あいさつ
- 皇族お言葉
- 炬火入場・点火
- 選手代表宣誓
- 歓迎演技
- 閉式通告

4 総合閉会式、閉会式の概要

(1) 基本的な考え方（両大会共通）

- 選手たちの健闘を称えるとともに、大会に関わったすべての人に対する感謝の気持ちを表現した内容とします。
- 全国から訪れた人々と県民との絆や、大会で生まれた感動をさらに深める内容とします。
- 次期開催の「青の煌めき あおもり国スポ・障スポ」へエールを送る内容とします。
- 国スポの盛り上がりを「わた SHIGA 輝く障スポ」につなげる内容とします。（総合閉会式）

(2) 構成および次第

(ア) わた SHIGA 輝く国スポ 総合閉会式

- 総合閉会式は、オープニングプログラムと式典で構成します。
- 次第の順序、記述については、今後の計画により変更する場合があります。



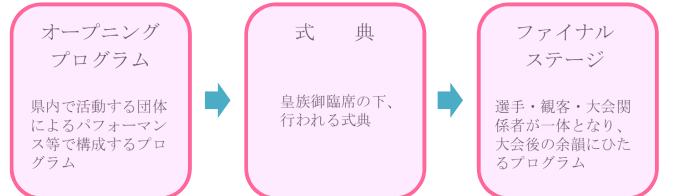
- 次第（総合閉会式における式典の流れ）

- 開式通告
- 役員・選手団入場
- 成績発表
- 表彰状授与
- 天皇杯・皇后杯授与
- 大会会長あいさつ
- スポーツ庁長官あいさつ
- 滋賀県旗・参加都道府県旗・会場地市町旗降納
- 大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗降納
- 国旗降納
- 炬火分火・納火
- 国スポ旗引継
- 青森県旗掲揚
- 閉会宣言（滋賀県知事）
- 閉式通告

※次第については、公益財団法人日本スポーツ協会と協議の上、正式に決定します。

(イ) わた SHIGA 輝く障スポ 閉会式

- 閉会式は、オープニングプログラム、式典、ファイナルステージで構成します。
- 次第の順序、記述については、今後の計画により変更する場合があります。



- 次第（閉会式における式典の流れ）

- 開式通告
- 大会会長あいさつ
- スポーツ庁長官あいさつ
- 皇族お言葉
- 大会旗・滋賀県旗降納
- 国旗降納
- 大会旗引継
- 炬火納火
- 閉会宣言（滋賀県知事）
- 閉式通告

5 各競技会の表彰式

(1) 基本的な考え方

- 勇気と感動を与えてくれた選手たちの健闘を称える内容とします。
- 簡素効率化をめざしながらも、滋賀県らしさや地域の特色を生かした内容とします。

(2) 実施方法等

- 各競技会の表彰式は会場地市町が競技団体と協議の上、実施します。

[参考] 国民体育大会開催基準要項細則（2020年3月20日）

抜粋

8 本則第20項第5号（各競技会表彰式の要領）

各競技の表彰式は、できるだけ簡素なものとし、概ね次のとおりとする。

- 成績発表
- 表彰状授与
- 大会長トロフィー授与
- 競技会長閉会のあいさつ
- 会場地代表歓送のことば
- 国旗降納
- 大会旗、実施競技団体旗、会場地市町村旗降納

6 炬火イベント

(1) 基本的な考え方

- 地域の特色を生かし、簡素な中にも創意工夫をこらした、滋賀県の魅力があふれる内容とします。
- 幅広い年代の県民が参加することにより、国スポ・障スポへの機運を盛り上げるとともに、地域の連帯感を高めます。

(2) 展開イメージ



7 式典にかかる今後のスケジュール

検討内容		R4年 (2022年) 3年前	R5年 (2023年) 2年前	R6年 (2024年) 1年前	R7年 (2025年) 開催年
全 体 計 画	・式典基本計画 ・式典実施計画 ・式典実施要項	式典基本計画	式典実施計画	式典実施要項	式典運営マニュアル
式 典 運 営	式典運営全般	・式典の概要、次第 ・式典全体の基本的な考え方 ・競技会表彰式実施基準要項 ・炬火イベント基本方針 ・炬火用具デザイン策定方針	・実施本部体制 ・動線計画および会場使用計画概要 ・参加者スケジュール ・選手団入り退場計画 ・通信システムおよび音響映像計画 ・荒天時式典計画 ・炬火入場、点火計画	・式典実施計画の修正および実施計画策定以降の確認事項追記 ・参集範囲決定 ・炬火イベント実施方法 ・炬火入場、点火および分火、納火の演出方法	総合練習会・総合リハーサル実施
O P ・ E P	・オープニングプログラム ・エンディングプログラム	・オープニングプログラムの基本的な考え方 ・エンディングプログラムの基本的な考え方	・オープニングプログラムの構成、時間、内容 ・エンディングプログラムの構成、時間、内容	・オープニングプログラムの演出、出演団体、人数 ・エンディングプログラムの演出、出演者	
式 典 音 楽	・作・編曲者選定 ・使用楽曲選定 ・音楽隊編成 ・指導計画、練習計画	・式典音楽の基本的な考え方 ・音楽隊編成の構想 ・音楽隊編成の方向性 ・使用曲の構想 ・作曲者、編曲者の選定	・作曲者、編曲者の決定 ・音楽隊決定 ・試奏会の要項 ・使用楽曲決定 ・楽器整備計画 ・使用曲CD、楽譜制作	・指揮者選定 ・ファンファーレの演出 ・練習計画の決定 ・練習会開始 ・服装デザイン	
式 典 演 技	・演技振付 ・演技伴奏曲 ・演技出演者 ・出演団体選定 ・指導計画、練習計画	・式典演技の基本的な考え方 ・活用素材 ・演技展開	・出演団体の方向性、規模 ・演技時間内容 ・演技振付の制作 ・演技台本の制作	・出演団体の選定 ・練習計画の決定 ・練習会開始 ・演技マニュアルの制作 ・用具、服装等の制作	

湖国の感動 未来へつなぐ
わたSHIGA 輝く国スポ・障スポ
2025
第4回国スポ・障スポ選手権大会
開催実行委員会

参考資料

国民体育大会開催基準要項（式典関係抜粋）

（令和2年3月2日 公益財団法人日本スポーツ協会）

20 大会の式典

【本大会】

- (1) 大会の式典を行う場合は、冬季大会を含め回数を同じくする大会の総合開・閉会式として、開催県実行委員会が選定した競技会場地で行う。ただし、本大会を複数の都道府県において開催する場合は、別に協議する。
- (2) 式典の所要時間は、原則として60分以内とする。
- (3) 式典は、できるだけ簡素なものとして、次の項目を必ず式典中に取り入れるものとする。ただし、その他の項目については、開催県実行委員会において企画の上、日本スポーツ協会と協議して定める。

総合開会式	開会宣言 国旗掲揚 大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗掲揚 開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗掲揚 天皇杯・皇后杯返還 大会会長あいさつ 文部科学大臣あいさつ 天皇陛下お言葉 炬火点火 選手代表宣誓
-------	--

総合閉会式	成績発表 表彰状授与 天皇杯・皇后杯授与 大会会長あいさつ スポーツ庁長官あいさつ 開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗降納 大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗降納 国旗降納 炬火納火 国体旗引継 (第78回大会以降は、「国スポ旗引継」) 次期開催県旗掲揚 閉会宣言
-------	--

- (4) 総合開・閉会式時に集団演技を実施することができる。

(5) 競技会終了後の表彰式は細則第 8 項により実施することができる。

【冬季大会】

冬季大会の各競技会においては、開始式並びに表彰式を実施するものとする。ただし、その場合はできるだけ簡素なものとし、内容については、開催県実行委員会において企画の上、日本スポーツ協会と協議して定める。

2.1 国体旗引継ぎ及び保管

- (1) 国体旗は、総合閉会式時に本大会開催県代表者から次回本大会開催県代表者に引き継がれる。
- (2) 前号の方法は、大会ごとの事情に応じて行う。
- (3) 本大会の開催期間を除き、国体旗の保管は、日本スポーツ協会が行う。
- (4) 第 78 回大会以降は、「国体旗」を「国スポ旗」という。

2.2 大会旗及び炬火リレー

- (1) 大会旗及び炬火リレーは、開催県内に限り実施することができる。
- (2) リレーの方法については、開催県実行委員会が企画し、実施する。

全国障害者スポーツ大会開催基準要綱（式典関係抜粋）

（令和 3 年 4 月 1 日改正 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会）

5. 大会開催の基本方針

- (1) 大会は、毎年 1 回開催し、各都道府県の持ち回りとする。
- (2) 大会は、毎年実施される国民体育大会本大会の直後を原則として、当該都道府県において 3 日間で開催する。
- (3) 大会会期は、国民体育大会本大会の開催決定にあわせて、開催 3 年前までに開催地主催者が中央主催者と協議して決定する。
- (4) 競技別会期は、開催 2 年前の年度末までに開催地主催者が中央主催者と協議して決定する。
- (5) 大会における競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する開催地都道府県の関係競技団体及び日障協登録競技団体等が主管する。
- (6) 大会における競技施設は、原則として、国民体育大会本大会の会場を使用する。

16. 式典

開会式及び閉会式は、できるだけ簡素なものとする。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
開催基本構想（抜粋）
(令和3年3月22日改正 第9回常任委員会決定)

第3章 開催基本方針 ～滋賀が目指す大会の姿～

第1節 開催基本方針

開催基本方針は、両大会を次のような大会にするとしています。

1 基本方針

滋賀県は、我が国最大の湖である琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や、古くから交通の要衝として栄えてきた歴史を有するとともに、先人が人と人、人と自然のつながりの中で育んできた文化が今も脈々と息づいています。

この地で令和7年（2025年）に開催する第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会は、次代を担う人育てや、活力に満ちた真心通い合う郷土づくり、全国から滋賀を訪れる多くの人の交流の絶好の機会として、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民の皆さん総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

大会の開催を契機として、県民の皆さんがより一層身近にスポーツを楽しむことのできる環境をつくり、健康・体力の保持増進と競技力の向上を図るとともに、障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を進めます。

併せて、福祉、教育、観光および経済への総合的かつ複合的な効果を通して、ふるさと滋賀の活力を更に高め、将来にわたり持続可能な共生社会の実現につなげてまいります。

2 実施目標

1 基本方針に基づき、次の7つの実施目標を定めています。

実施目標1 滋賀をスポーツで元気にする大会

県民の皆さんが日常的にスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境づくりに取り組むとともに、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるように、健康づくりへの関心を高め、行動につなげるきっかけとします。

実施目標2 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会

若者や女性の、大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図るとともに、心身ともにたくましく思いやりの心を持った子どもの育ちや、女性がより一層スポーツに親しむことのできる環境づくりにつなげます。

実施目標3 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会

県、市町をはじめ、関係機関・団体、大学や企業との緊密な連携のもと、多様な人、多様な主体との協働を通じた創意工夫による大会準備・運営を行うとともに、滋賀の持つ「人の力」「地と知の力」を伸ばします。

実施目標4 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会

環境へのこだわりや歴史・文化・自然など多様な滋賀の魅力を県民自らが見つめなおす、全国に発信するとともに、大会準備や運営、「おもてなし」の経験をもとに、将来につながるビジネスへの展開など、地域経済の活性化を図ります。

実施目標5 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会

大会を契機として、滋賀の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次の世代を育てるなど、滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めるとともに、次代を担う子どもが夢を育み、実現することのできる環境づくりを目指します。

実施目標6 滋賀の未来に負担を残さない大会

既存施設の有効活用や、大会運営の簡素化・効率化を徹底するとともに、施設整備が必要な場合は、環境に最大限配慮し、大会終了後の持続的な活用が可能で、かつ、防災等多目的に使用できる、誰もが使いやすい施設としての整備を目指します。

実施目標7 すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会

障害のある人が主体的に大会に参画することや、障害の程度にかかわらず日常的にスポーツに親しむ環境を整えることで自己実現の機会を広げるとともに、障害のある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を深め、ともに支え合う社会を築きます。

こうした実施目標を実現し、全国から多くの人々が集うスポーツの祭典（＝両大会）を成功させることによって、滋賀の新たな時代の創造につながる様々な「レガシー」を創出し、これらを次の世代に継承していくこととします。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 式典基本方針 (令和3年3月22日 第9回常任委員会決定)

第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の式典は、「国民体育大会開催基準要項」、「同細則」および「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱」ならびに「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」を踏まえ、「湖国の感動 未来へつなぐ」のスローガンのもと、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」にふさわしい式典とする。

1 基本理念

- (1) 県民総参加のもと、両大会に関わるすべての人が、様々な場面で主役として光り輝き、夢や感動を共有し、ともに支え合う滋賀を発信する式典とする。
- (2) 心のこもったおもてなしで歓迎し、交流により絆を深め、参加したすべての人の記憶に残る式典とする。
- (3) 琵琶湖やそれを囲む山々など豊かな自然と共生する中で培われた環境を大切にする県民の取組を活かし、環境に配慮した式典とする。
- (4) 豊かな自然や歴史、食や伝統芸能をはじめとする文化など、滋賀の魅力を全国に発信する式典とする。

2 式典の構成

式典は、両大会の開・閉会式、各競技会の表彰式、炬火イベントで構成する。

- (1) 両大会の開・閉会式
国スポの総合開・閉会式は、「国民体育大会開催基準要項第20項」に規定する式典、役員・選手入退場および集団演技で構成する。
障スポの開・閉会式は、国スポに準じた構成とする。
- (2) 表彰式
国スポの各競技会の表彰式は、「国民体育大会開催基準要項細則第8項」の規定により構成する。
障スポの各競技会の表彰式は、国スポに準じた構成とする。
- (3) 炬火イベント
炬火イベントは、開催に向けた機運を高める行事および両大会開・閉会式で実施する。

3 式典の企画・運営

- (1) 両大会の開・閉会式
開・閉会式は、県準備（実行）委員会が企画し、県実施本部（仮称）が運営

にあたる。

(2) 表彰式

国スポの各競技会の表彰式は、県準備（実行）委員会が別に定める要項に基づき、国スポにおいては、会場地市町準備（実行）委員会が関係競技団体と協議のうえ、企画・運営にあたる。

障スポの各競技会の表彰式は、県準備（実行）委員会が会場地市町準備（実行）委員会および競技運営主管団体と協議のうえ、企画し、会場地市町準備（実行）委員会および競技運営主管団体が運営にあたる。

(3) 炬火イベント

炬火イベントは、別に定める要項に基づくものとする。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会

警備・消防防災基本計画（案）

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会警備・消防防災基本方針に基づき、県および会場地市町は、警察、消防防災、医療等の関係機関および団体等（以下「関係機関および団体等」という。）と相互に緊密な連携を図り、第 79 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の次に掲げる業務を実施する。

1 実施業務

（1）自主警備業務

- ア 自主警備体制の確立に関すること。
- イ 雜踏事故、事件等の防止に関すること。
- ウ 交通整理誘導に関すること。
- エ 関係機関および団体等との緊密な連携に関すること。

（2）消防防災業務

- ア 火災その他の災害予防に関すること。
- イ 火災その他の災害発生時の情報収集・伝達、避難誘導および消防防災体制（救急・救助体制を含む。）の確立に関すること。
- ウ 関係機関および団体等との緊密な連携に関すること。

（3）大規模災害・突発重大事案対策業務

- ア 発生に備えた連絡調整体制および臨時組織体制の確立に関すること。
- イ 発生時の情報収集・伝達、避難誘導および救急・救助体制の確立に関すること。
- ウ 発生時の関係機関および団体等との緊密な連携に関すること。

2 実施場所

（1）県

- ア 国スポおよび障スポ（以下「両大会」という。）における開・閉会式会場および主催する関連イベント会場ならびにその周辺
- イ 国スポにおける県外開催競技の競技会場、練習会場および宿泊施設ならびにその周辺
- ウ 障スポにおける競技会場、練習会場および宿泊施設ならびにその周辺

（2）会場地市町

- ア 国スポにおける競技会場、練習会場、宿泊施設および主催する関連イベント会場ならびにその周辺
- イ 障スポにおける競技会場、練習会場および宿泊施設ならびにその周辺

3 業務内容

（1）両大会開催前

別記 1「両大会準備期間中における実施細目」のとおり

（2）両大会開催中

別記 2「両大会開催期間中における実施細目」のとおり

（3）障スポにおける連携

上記別記 1 および別記 2 の各実施細目に掲げる業務については、県と会場地市町が連携して実施する。

4 その他

(1) 広域配宿に係る実施業務

国スポにおいて広域配宿を行う会場地市町は、当該配宿先を管轄する関係機関および団体等と協議し必要な対策を推進する。

(2) 国スポ・ラグビーフットボール競技およびボウリング競技に係る実施業務

当該競技に係る業務については、県と会場地市町が協議する。

(3) 事件・事故防止対策および防火・防災対策の推進

県および会場地市町は、事件・事故防止対策および防火・防災対策推進のため、関係機関および団体等に諸対策への協力を依頼する。

(4) その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

「両大会準備期間中における実施細目」

業務内容

県および会場地市町が行う業務は、以下のとおりとする。

(1) 自主警備業務

- ア 会場管理運営要綱（仮称）の作成
- イ 自主警備実施計画の作成
- ウ 自主警備体制の確立
- エ 実地踏査の実施
- オ 通信体制の確立
- カ 施設および構造物の安全対策の推進
- キ 警備員等の人員確保と事前教育・訓練の実施
- ク 関係機関および団体等との連絡協力体制の確立

(2) 消防防災業務

- ア 消防防災実施計画の作成
- イ 消防防災体制（救急・救助体制を含む）の確立
- ウ 実地踏査の実施
- エ 通信体制の確立
- オ 消防ポンプ自動車、救急自動車の配備依頼
- カ 消防機関と連携した消防防災設備の点検整備および防火安全対策の推進
- キ 防火・防災意識の啓発活動の推進
- ク 関係機関および団体等との連絡協力体制の確立

(3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

- ア 大規模災害・突発重大事案対策実施計画の作成
- イ 情報収集・連絡体制の確立
- ウ 通信体制の確立
- エ 両大会に参加する選手・監督、役員、観察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者の安全確保および避難誘導体制の確立
- オ 救急・救助体制および医療機関等の協力による救急搬送体制の確立
- カ 発生した場合の各種対策の周知

「両大会開催期間中における実施細目」

1 実施体制

- (1) 県実施本部(仮称)に県警備消防防災本部(仮称)を、会場地市町実施本部(仮称)に会場地市町警備消防防災本部(仮称)を置く。
- (2) 県警備消防防災本部(仮称)は開・閉会式会場および県外競技会場に現地警備消防防災本部(仮称)を、会場地市町警備消防本部(仮称)は必要に応じて競技会場等に現地警備消防防災本部(仮称)を置く。
- (3) 県実施本部(仮称)および会場地市町実施本部(仮称)は、大規模災害・突発重大事案が発生または発生の恐れがある場合、関係機関および団体等と緊密な連携を図りながら迅速かつ的確な初動措置を執るとともに、事案の態様、規模等を勘案し、必要に応じて地域防災計画等に基づき、その体制に移行または連携協力する。

2 業務内容

県および会場地市町が行う業務は、以下のとおりとする。また、県は会場地の消防防災活動状況の把握を行う。

(1) 自主警備業務

- ア 会場管理運営要綱(仮称)および施設管理規程に基づく会場管理
- イ 自主警備実施計画に基づく自主警備の実施
- ウ 通信手段の確保、運用
- エ 両大会に参加する選手・監督、役員、観察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者の案内および誘導
- オ 関係車両の案内、誘導、交通整理および駐車場利用状況の把握
- カ 入退場者管理(手荷物検査、持ち込み禁止物一時預かり等)
- キ 雑踏警備の実施
- ク 不審者、不審物の発見と適切な対応
- ケ 会場施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理
- コ 犯罪行為等、円滑な大会運営を妨害しようとする者への対応
- サ 迷子、遺失物等への対応
- シ 関係機関および団体等との緊密な連携

(2) 消防防災業務

- ア 火災の警戒および初期消火活動
- イ 火災その他の災害情報の収集、伝達および通報
- ウ 会場定員管理
- エ 会場等における消防用設備等の点検
- オ 消防ポンプ自動車、救急自動車の配備依頼および通信施設、その他消防防災業務に必要な機械器具等の配備
- カ 通信体制の確保、運用
- キ 救急・救助および医療機関等の協力による救急搬送の実施
- ク 火災その他の災害発生時における避難経路の確保および両大会に参加する選手・監督、役

員、視察員、報道員およびその他の関係者ならびに一般観覧者の避難誘導

ケ 関係機関および団体等との緊密な連携

(3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

ア 発生時における事案の概要、被害状況の把握および交通情報の収集

イ 発生時における両大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者
ならびに一般観覧者の安全確保および避難誘導

ウ 発生時における緊急車両の誘導および通行路の確保

エ 発生時における救急・救助および医療機関等の協力による救急搬送の実施

オ 発生時における通信手段の確保、運用

カ 発生時における関係機関との緊密な連携

キ 発生時における県および市町災害対策本部等との連携（各対策本部等が設置された場合）

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 警備・消防防災基本計画（素案）にかかる意見照会の結果について

警備・消防防災基本計画（素案）について、各市町、警備・消防専門委員会委員の所属および全国障害者スポーツ大会専門委員会委員に意見を照会したところ、以下のとおり意見の提出がありました。

番号	意見提出者	箇所	意見等	基本計画（案）への反映状況
1	彦根市	4 その他 (2)	<p><意見></p> <p>ラグビーフットボール競技とボウリング競技の項目を分けていただき、その上で、「国スポ・ボウリング競技に係る実施業務 当該競技に係る業務については、県と会場地市町（1市3町）が協議する。」に修正していただきたい。</p> <p><理由></p> <p>「会場地市町」という表記だけでは、「会場地（彦根市）」と受け取られる可能性があるため、「会場地市町（1市3町）」という誤解を与えない表記にすべきと考える。</p>	ボウリング競技については、3町も会場地市町として内定しているため、基本計画（案）への反映は行いません。
2	滋賀県 視覚障 害者福 祉協会	1 実施 業務 (1) イ	<p><意見></p> <p>修正なし</p> <p><趣旨></p> <p>雑踏事故、事件等の防止にあたっては、視覚障害者をはじめ障害者の状況を踏まえた防止策を講じてほしい。</p>	基本計画（案）への反映は行いませんが、御意見を踏まえ、雑踏事故および事件等の防止にあたっては、障害者や高齢者等の要配慮者に応じた動線案内や通行誘導が図られるよう防止策を検討します。
3		1 実施 業務 (1) ウ	<p><意見></p> <p>修正なし</p> <p><趣旨></p> <p>交通整理誘導にあっても、視覚障害者のための誘導点字ブロックの敷設や音響式信号機の設置などハード面を含めて障害者の状況を踏まえた対応を実施してほしい。</p>	基本計画（案）への反映は行いませんが、御意見を踏まえ、障害者や高齢者、子どもなど、すべての人が安心して施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインへの配慮に努めます。

4	別記1 (1) キ	<p><意見></p> <p>修正なし</p> <p><趣旨></p> <p>事前教育・訓練の実施にあたつては、視覚障害者の誘導方法や車イスの使い方等など障害の種別・特性を考慮した内容を実施してほしい。</p>	<p>基本計画(案)への反映は行いませんが、御意見を踏まえ、障害の種別・特性を考慮した内容で事前教育・訓練を実施できるよう、検討します。</p>
---	-------------------	---	--

第24回全国障害者スポーツ大会特有の準備進捗状況について

全国障害者スポーツ大会審判員等の養成

令和元年度より審判員等の養成のため、各競技団体に対し補助金を交付。今年度も引き続き養成事業年次計画に基づき、審判員等の養成確保のために要する経費を支援している。

〔令和元年度実績（4 競技団体）〕

資格取得者数：29名（卓球5名、フライングディスク24名）

資格維持・資質向上者数：15名（バスケットボール8名、ソフトボール7名）

〔令和2年度実績（3 競技団体）〕

資格取得者数：2名（卓球1名、ボッチャ1名）

資格維持・資質向上者数：15名（バスケットボール10名、卓球5名）

〔令和3年度予定（2 競技団体）〕

資格取得者数：17名（卓球2名、フライングディスク15名）

資格維持・資質向上者数：35名（卓球30名、フライングディスク5名）

令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、養成の機会を逸している団体が多い。

手話・要約筆記ボランティアの養成

令和2年8月に「手話・要約筆記ボランティア養成連絡会議」（事務局：（社福）滋賀県聴覚障害者福祉協会）を設置し、手話・要約筆記ボランティアの養成に向けて取組を進めている。

今年度は手話部会および要約筆記部会を立ち上げ、養成講座やテキストの基本方針を議論しているところ。その他、先催県（三重県）へのヒアリング、指導者養成講座を実施。

また、継続して県内市町の手話講座や手話サークル等への出前講座等を行い、関係者への協力依頼を行っている。さらに令和2年度末には草津市で啓発セミナー（障スポ出場経験者による講演等）を行った。今年度は3月12日に米原市で実施予定。

・出前講座〔令和2年度〕計17回 〔令和3年度予定〕計14回

・令和2年度啓発セミナー（草津）参加者 50名（定員上限）

三者協議の実施

全国障害者スポーツ大会正式競技について、令和2年度から会場地市町、県競技団体、県事務局による会議を競技別に実施し、競技日程や会場配置等における課題把握や対応検討を行っている。

バリアフリー調査の実施

障害のある人や高齢者、子どもなど、大会に参加するすべての人が安心して利用できるような会場づくりを行うため、令和2年度は、11か所の競技会場のバリアフリー調査を行った。また、今年度はボウリング会場であるラピュタボウル彦根の調査を追加で実施した。（後日報告書を送付予定）

資格審査員の養成

全国障害者スポーツ大会およびリハーサル大会における資格審査（障害区分の判定）を適切に行える人材を育成するため、（公財）日本パラスポーツ協会が主催する区分判定研修会に令和2年度から受講生を派遣している。

【参加者数】

令和2年度：理学療法士（協会推薦） 2人 事務局員 1名

令和3年度：理学療法士（協会推薦） 4人 事務局員 1名

リハーサル大会の日程について

令和7年5月中旬から6月中旬に開催を予定する第24回全国障害者スポーツ大会リハーサル大会に向けて、市町・県競技団体・県障害者団体等46団体に対し、意見照会を行い、大会日程の検討を開始した。（来年度決定予定）

わたSHIGA 輝く国スポ・障スポ

イメージソング配信中！

「シャイン！！！」



作詞・作曲・歌唱

yokko さん

滋賀県甲賀市出身のシンガーソングライター。
手話通訳や歌詞字幕などをライブに取り入れ、
“聴こえる・聴こえない”に関係なく、より多くの
音楽好きの方が共に楽しめる場所作りを目指す。

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA 輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



キャッフィー

イメージソングをみんなで歌おう! 手話でも歌おう!

報告事項 4

シャイン！！

作詞・作曲・歌唱 yokko

扉あけて
大きく深呼吸
どんな空模様でも
素敵な1日

始まる
わたしだけのストーリー
一人一人 色とりどり
それぞれみんなが主役なんだ
最高の笑顔でさあ行こう！

わたSHIGA輝くものをみつけてみよう
わたSHIGA輝く場所を探しにゆこう

時は巡り
カタチは変わるけど
今この時だから
出会えるものがある

広がる
みんなの夢と希望
期待に高鳴る 胸の鼓動
未来へつなぐ湖国の感動
想像を行動へレッツゴー！

あなたが輝くものをみつけてみよう
あなたが輝く場所を探しにゆこう

わたSHIGA輝くものをみつけてみよう
わたSHIGA輝く場所をさがしにゆこう
あなたが輝くものをみつけてみよう
あなたが輝く場所をさがしにゆこう
みんなが輝く滋賀！！



ミュージックビデオver.



手話ver.



大会専用HP



第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会事務局
(滋賀県 文化スポーツ部 国スポ・障スポ大会課 広報・県民運動係)

〒520-8577大津市京町四丁目1番1号 TEL:077-528-3338 FAX:077-528-4832

E-mail: kokuspo-syosupo@pref.shiga.lg.jp

(参 考 資 料)

- 第 24 回全国障害者スポーツ大会開催準備スケジュール
- 障害者スポーツに関する審議事項の仕分け
- 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会専門委員会設置規程
- 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会全国障害者スポーツ大会専門委員会会議公開方針

第24回全国障害者スポーツ大会開催準備スケジュール

2021.12現在

1 進捗状況や関係機関との調整等により、隨時見直し。

2 各種計画等の実施、各種業務の執行にあたっては、国スポと連携し実施。

障害者スポーツに関する審議事項の仕分け

全国障害者スポーツ大会専門委員会（滋賀県開催準備委員会）

1. 主な審議事項

（1）全国障害者スポーツ大会の競技運営に関すること

審判員等の養成・確保

競技用具の整備

リハーサル大会など

（2）その他全国障害者スポーツ大会に関すること

国スポとの一体的な取組

開催に向けた課題の整理、課題解決策の検討

2. 必要に応じて意見を求める事項

会場地選定、開催基本構想、おもてなし・・・	総務企画専門委員会
宿泊、医事、衛生・・・・・・・・・・・・・	宿泊・衛生専門委員会
輸送、交通・・・・・・・・・・・・・	輸送・交通専門委員会
ボランティア・・・・・・・・・・・・・	広報・県民運動専門委員会
開閉会式、表彰式・・・・・・・・・・・・・	式典・会場専門委員会
警備、消防・・・・・・・・・・・・・	警備・消防専門委員会

参考 障害者スポーツ専門委員会（滋賀県競技力向上対策本部）

1. スポーツ環境整備

活動拠点整備

2. 指導者の養成

指導者講習会の開催

資格取得の推進

3. 普及、選手の発掘・育成

機会づくり

パラリンピック選手支援

学校との連携

平成25年(2013年)10月31日
第1回常任委員会決定
最終改正:
令和2年(2020年)5月1日
会長専決処分一部改正

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類等)

第2条 専門委員会の種類ならびに常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 委員長および副委員長は、専門委員（以下「委員」という。）の互選により選出する。

3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に對し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(部会)

第5条 専門委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成25年10月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

別表(第2条関係)

種類	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none">総合的な計画の立案に関すること。会場地(開・閉会式場および陸上競技会場を除く。)の選定に関すること。県ならびに会場地市町の業務分担および経費負担に関すること。競技施設の整備計画の立案に関すること。情報通信施設の整備計画の立案に関すること。他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。	<ol style="list-style-type: none">総合的な計画の推進に関すること。競技施設基準に関すること。競技施設の整備計画の推進に関すること。情報通信施設の整備計画の推進に関すること。文化プログラムに関すること。他の専門委員会に属さない重要な事項(重要な事項を除く。)に関すること。
広報・県民運動専門委員会	<ol style="list-style-type: none">広報の基本的事項に関すること。県民運動の基本的事項に関すること。その他広報および県民運動に係る重要な事項に関すること。	<ol style="list-style-type: none">広報の実施に関すること。県民運動の推進に関すること。大会愛称・スローガン、マスコット等に関すること。その他広報および県民運動に係る事項に関すること。

競技運営専門委員会	<p>1 第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）の競技運営に係る計画の立案に関すること。</p> <p>2 国スポの競技役員等の養成および編成に係る計画の立案に関すること。</p> <p>3 その他国スポの競技運営に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 国スポの競技運営に係る計画の推進に関すること。</p> <p>2 国スポの競技役員等の養成および編成に係る計画の推進に関すること。</p> <p>3 国スポの競技用具の整備に関すること。</p> <p>4 国スポのリハーサル大会に関すること。</p> <p>5 国スポの競技記録に関すること。</p> <p>6 その他国スポの競技運営に係る事項に関すること。</p>
全国障害者スポーツ大会専門委員会	<p>1 第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の競技運営に係る計画の立案に関すること。</p> <p>2 その他障スポに係る重要な事項に関すること。（他の専門委員会の付託事項を除く。）</p>	<p>1 障スポの競技運営に係る計画の推進に関すること。</p> <p>2 その他障スポに関すること。（他の専門委員会の委任事項を除く。）</p>
宿泊・衛生専門委員会	<p>1 宿泊の基本的事項に関すること。</p> <p>2 医事・衛生の基本的事項に関すること。</p> <p>3 その他宿泊および医事・衛生に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 宿泊業務に関すること。</p> <p>2 標準献立および食品調達に関すること。</p> <p>3 医療救護および防疫に関すること。</p> <p>4 食品衛生および環境衛生に関すること。</p> <p>5 馬事衛生に関すること。</p> <p>6 その他宿泊および医事衛生に関すること。</p>
輸送・交通専門委員会	<p>1 輸送および交通の基本的事項に関すること。</p> <p>2 その他輸送および交通に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 全国輸送に関すること。</p> <p>2 総合開・閉会式の輸送に関すること。</p> <p>3 競技会場地の輸送に関すること。</p> <p>4 その他輸送および交通に関すること。</p>
式典・会場専門委員会	<p>1 式典および開・閉会式会場の基本的事項に関すること。</p> <p>2 その他式典および開・閉会式会場に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 開・閉会式の企画および運営に関すること。</p> <p>2 式典音楽に関すること。</p> <p>3 式典演技に関すること。</p> <p>4 大会旗および炬火イベン</p>

		<p>トに関すること。</p> <p>5 開・閉会式会場の管理に関すること。</p> <p>6 その他式典および開・閉会式会場に関すること。</p>
警備・消防専門委員会	<p>1 警備および消防防災の基本的事項に関すること。</p> <p>2 その他警備および消防防災に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 開・閉会式会場の警備および消防防災に関すること。</p> <p>2 その他警備および消防防災に関すること。</p>

平成 28 年(2016 年) 2 月 9 日
第 1 回専門委員会決定
令和元年(2019 年) 8 月 21 日
第 8 回専門委員会一部改正

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 全国障害者スポーツ大会専門委員会 会議公開方針

第 1 趣旨

この方針は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会全国障害者スポーツ大会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

第 2 会議の公開・非公開の取扱

- 1 専門委員会の会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあっては、委員長が専門委員会に諮って会議を非公開とすることができる。
 - (1) 滋賀県情報公開条例第 6 条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項に準じる事項を審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合

第 3 会議の開催の通知

専門委員会は、公開の会議を開催する場合(議題の一部について公開する場合を含む。)は、事務局においてあらかじめ次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の 1 週間前まで(緊急に会議を開催する必要が生じたときは、前日まで)にインターネット上の滋賀県ホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

- ア 開催日時
- イ 開催場所
- ウ 議題
- エ 傍聴者の定員
- オ 傍聴の手続き
- カ 議事録等の公表の時期および方法
- キ 問い合わせ先

第4 公開の方法等

専門委員会の会議の公開の方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

1 会議の傍聴

(1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）の内から委員長が傍聴を許可する。

なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。

また、会議の全部を非公開とする場合にあっても、議事に入るまでの間の報道関者の取材は認めるものとする。

(2) 傍聴者の定員は、10名とする。

ただし、会議場の都合等でやむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。

(3) 前2項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

(4) 会議の一部を非公開とする場合、委員長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴および報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。

(5) 傍聴者は、抽選により決定する。

ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、会議の開会時刻まで定員内で先着順により決定する。

(6) 委員長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において議事録（非公開の議題については、会議要録）を作成し、原則として1か月以内に滋賀県ホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。

ただし、個人名等公開することが不適当と認められる事項について公開しないこととすることができます。

第5 その他

本方針に定めのない事項は、委員長が専門委員会の意見を聞いて必要な都度定めるものとする。